

第2編 各 論

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成13年中の国会状況

平成13年において、次の3国会が開催された。

表1

国会回次	召集日	閉会日	会期
第151回通常国会	13. 1.31	13. 6.29	150日間
第152回特別国会	13. 8. 7	13. 8.10	4日間
第153回臨時国会	13. 9.27	13.12. 7	72日間

2 第151回通常国会

(1) 国会審議の概要

第151回国会は、平成13年1月31日に召集され、6月29日までの150日間の会期で行われた。

召集前の12月5日に第2次森内閣改造の組閣が行われ、農林水産大臣に谷津義雄衆議院議員が就任した。また、1月6日に中央省庁再編により、1府22省庁から1府12省庁となった。省庁再編を受けて、常任委員会の再編も行われたが、農林水産委員会は従来通り存続することとなった。

召集日当日、開会式に引き続き、衆参両院本会議において、森内閣総理大臣の施政方針演説を始めとする政府四演説が行われ、これに対する代表質問は2月5日～7日に行われた。

この国会の前半は、(財)ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団（KSD）事件、外務省元要人外国訪問支援室長による内閣官房報償費（機密費）の流用事件及び愛媛県立宇和島水産高校のまぐろはえ縄実習船「えひめ丸」と米海軍の原子力潜水艦「グリーンビル号」の衝突事故が大きな焦点となった。このうち、KSD事件については、1月23日額賀福志郎経済財政担当大臣が辞任し、1月29日、小山孝雄参議院議員が、2月26日、村上正邦参議院議員が議員辞職し、2月28日には（参）予算委員会において村上正邦参議院議員の証人喚問を行った。また、えひめ丸衝突事故に関する報告が3月23日に（参）本会議で森総理から行われ、危

機管理対応策等について質疑が行われた。

平成13年度総予算案は、1月31日閣議決定され、国会提出された。（衆）予算委員会で2月7日に提案理由説明を聴取し、質疑を行い、3月2日に可決され、同日3月2日に（衆）本会議で可決された。参議院では、（参）予算委員会で2月23日に提案理由説明を聴取し、質疑を行い、3月26日に可決され、同日3月26日に（参）本会議で可決、成立となった。

KSD事件、えひめ丸衝突事故における総理の対応等について野党が追究姿勢を強め、3月5日、（衆）本会議において、森内閣不信任決議案が野党より提出され、否決された。また、3月14日、（参）本会議において、内閣総理大臣森喜朗君問責決議案が提出され、否決された。しかし、与党内から森総理に対する批判が出てきたことを踏まえ、4月6日森総理は辞意を表明した。自民党総裁選は党員・党友による総裁予備選挙を行った結果、小泉純一郎衆議院議員が圧勝し、これを受けて4月24日、本選挙が行われ、小泉純一郎衆議院議員が総裁に選出された。4月25日、自民党、公明党、保守党は連立政権を継続していくことで合意した。4月26日、森内閣は総辞職し、衆参両本会議で首班指名が行われた結果、新内閣総理大臣に小泉純一郎が就任した。同日、4月26日に小泉内閣組閣が行われ、農林水産大臣に武部勤衆議院議員が就任した。なお、自民党総裁選及び連休のため、4月13日～5月7日の間、実質的な審議が行われなかった。

5月7日、衆参両本会議において、小泉総理の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問は5月7日～9日に行われた。

(2) 農林水産省関係法案審議の概要

当省関係では、12件の法案を提出し、すべて成立した。また、農林水産関係の議員立法として5件提出されたが、うち、米の臨特法案、乳業施設資金公庫法案、漁港法案の3件が成立し、1件継続、1件否決となった。

(3) 会期末の状況

6月29日、衆参本会議で一連の会期末処理が行われ、第151回国会は終了した。

3 第152回特別国会

(1) 国会審議の概要

第152回国会は、平成13年8月7日に招集され、8月10日までの4日間の会期で行われた。

この国会は、7月29日に第19回参議院議員通常選挙が行われたことを受けて招集されたものである。

召集日の8月7日に（衆）本会議において、議席の指定、会期の議決、特別委員会の設置を行った。また、同日、（参）本会議において、院の構成を行い、議長に井上裕参議院議員を、副議長に本岡昭次参議院議員をそれぞれ選出した。8月8日に開会式を（参）本会議場で行った。

なお、今国会において小泉内閣総理大臣の所信表明演説は行われなかった。

8月10日に党大会に代わる自民党両院議員総会が開かれ、小泉総裁が再任された。

閉会后、9月10日に牛海綿状脳症（BSE）を疑う牛が千葉県で確認された（9月21日英国獣医研究所から、BSEである旨の最終判定）。また、9月11日に米国において同時多発テロ事件が発生した。

9月14日に（衆）予算委員会において、9月19日に（参）予算委員会において、それぞれ閉会中審査が小泉内閣総理大臣出席のもとで行われた。

9月17日に保守党両院議員総会が開かれ、扇千景党首の辞任を受け、野田毅幹事長が党首に選出された。

9月25日に7月の参議員選挙における近畿郵政局長をはじめとする選挙違反事件との関与を野党から指摘されていた高祖憲治参議院議員が辞職願を参議院議長に提出した。

(2) 農林水産省関係法案審議の概要

当省関係では、提出法案がなく、法案審査は行われなかったが、BSE問題について、9月20日に（参）農林水産委員会において、9月26日に（衆）農林水産委員会において、閉会中審査が行われた。

なお、（衆）農林水産委員会において、9月4日から5日までの2日間の日程で、京都府・兵庫県、茨城県・福島県の2班に分かれて委員派遣を行った。

(3) 会期末の状況

会期最終日前日の8月9日に衆参両院の本会議で閉会中審査の手続きなど一連の会期末処理が行われ、8月10日に第152回国会は終了した。

4 第153回臨時国会

(1) 国会審議の概要

第153回国会は、平成13年9月27日に招集され、12

月7日までの72日間の会期で行われた。

召集日の9月27日、開会式に引き続き衆参両院本会議において、小泉内閣総理大臣の所信表明が行われ、これに対する代表質問は10月1日～3日に行われた。

今国会は、深刻化する景気及び雇用情勢を受けて雇用対策国会と考えられていたが、9月11日に起こった米国同時多発テロ事件に対する我が国の対応策が大きな焦点となった。

テロ対策特別措置法案、自衛隊法改正案及び海上保安庁法改正案のテロ対策関連3法案については、10月5日に国会提出され、10月29日に成立した。

テロ対策特別措置法の成立を受けて、11月16日、政府は自衛艦及び輸送機をインド洋等に派遣し、米軍等への補給・輸送を柱とする対応措置に関する基本計画を閣議決定した。また、テロ対策特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求める件は、11月22日に国会提出され、27日に（衆）本会議で、30日に（参）本会議でそれぞれ賛成多数で承認することに決した。なお、自衛隊の活動に関して国会の承認を求めることは自衛隊発足以来初めてのケースであった。

爆弾テロ防止条約及び関係法律整備法案、国連平和維持活動協力改正案についても審議が行われ、爆弾テロ防止条約及び関連法律整備法案は11月9日に承認・成立、国連平和維持活動協力改正案は12月7日に成立した。

平成13年度補正予算案は、11月9日に閣議決定され、国会提出された。11月9日に衆参両院本会議で財政演説及びこれに対する質疑が行われた。11月9日に衆参両院の予算委員会では提案理由説明を聴取し、（衆）予算委員会で11月12日・13日に質疑が行われ11月13日に可決され、11月13日に（衆）本会議で可決された。参議院では、（参）予算委員会で11月14日・15日に質疑が行われ11月15日に可決され、11月16日に（参）本会議で可決、成立となった。

(2) 農林水産省関係法案審議の概要

当省関係では、提出法案がなく、法案審査は行われなかった。

今国会において農林水産関係として、BSE（牛海綿状脳症）問題、ねぎ等3品目セーフカード問題を中心に質疑が行われた。

（衆）農林水産委員会においては、10月17日に一般質疑（BSE中心）を、10月31日に一般質疑及びセーフガードに関する委員会決議を、11月27日に一般質疑（米価等中心）を、12月5日に一般質疑及びBSEに関

する委員会決議を行った。また、11月16日に（衆）厚生労働委員会、（衆）農林水産委員会及び（衆）経済産業委員会によるBSEに関する連合審査会が開催された。

（参）農林水産委員会においては、10月11日・12日にBSE問題の実情調査のため、東京都、干潟県及び茨城県に委員派遣が行われ、10月25日に派遣委員報告、BSE問題に関する参考人質疑及びセーフガードに関する委員会決議を行った。また、10月30日及び11月27日に一般質疑を行った。

第153回国会閉会后、平成14年1月10日に（衆）農林水産委員会において、1月17日に（参）農林水産委員会において、それぞれ閉会中審査が行われた。

（3）会期末の状況

12月1日の皇孫殿下の御誕生につき、12月4日に（衆）本会議で、12月5日に（参）本会議で天皇陛下及び皇太子殿下に対する賀詞奉呈の議決を行った。12月7日に、衆参本会議で一連の会期末処理等が行われ、第153回国会は終了した。

表2 第151回国会（通常国会）における農林水産省関係法律案等の審議経過

件名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議	公布年月日 番 号
◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案	13. 2. 19	13. 3. 16	13. 4. 4	13. 4. 11 法律第28号
◎農業者年金基金法の一部を改正する法律案	13. 2. 19	13. 4. 5	13. 5. 30	13. 6. 6 法律第39号
◎農業協同組合法等の一部を改正する法律案	13. 3. 19	13. 6. 22	13. 6. 8	13. 6. 29 法律第94号
◎農林中央金庫法案	13. 3. 19	13. 6. 22	13. 6. 8	13. 6. 29 法律第93号
◎土地改良法の一部を改正する法律案	13. 3. 1	13. 6. 22	13. 6. 6	13. 6. 29 法律第82号
◎林業基本法案の一部を改正する法律案	13. 3. 16	13. 6. 14	13. 6. 29	13. 7. 11 法律第107号
◎森林法の一部を改正する法律案	13. 3. 16	13. 6. 14	13. 6. 29	13. 7. 11 法律第109号
◎林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案	13. 3. 16	13. 6. 14	13. 6. 29	13. 7. 11 法律第108号
◎水産基本法案	13. 3. 16	13. 5. 31	13. 6. 22	13. 6. 29 法律第89号
◎漁業法等の一部を改正する法律案	13. 3. 16	13. 5. 31	13. 6. 22	13. 6. 29 法律第90号
◎海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案	13. 3. 16	13. 5. 31	13. 6. 22	13. 6. 29 法律第91号
◎漁船法の一部を改正する法律案	13. 3. 19	13. 6. 29	13. 6. 8	13. 7. 11 法律第110号
◎厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案	13. 3. 19	13. 6. 14	13. 6. 27	13. 7. 4 法律第101号
＜議員立法＞ ◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院農林水産委員長提案）	13. 3. 15	13. 3. 16	13. 3. 30	13. 3. 31 法律第24号
◎農業者年金基金法の一部を改正する法律案（筒井信隆君外2名提出）	13. 3. 16	13. 4. 5	—	衆議院で否決
◎農業経営再建特別措置法案（小平忠正君外2名提出）	13. 4. 12	継続審議		
◎漁港法の一部を改正する法律案（衆議院農林水産委員長提出）	13. 5. 29	13. 5. 31	13. 6. 22	13. 6. 29 法律第92号
◎平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院財務金融委員長提出）	13. 2. 8	13. 2. 9	13. 2. 14	13. 2. 20 法律第1号

第2節 広報関係

1 定期刊行物

(1) 農林水産省広報誌「AFF」

農林水産省広報誌「AFF」は、農林水産省の総合広報誌として、一般国民を対象に、内外の農林水産業、農山漁村、食、食品産業・食品流通業等などの幅広い情報や、諸施策の紹介等農林水産行政に関する情報を的確にとりあげ、毎月発行し、都道府県、国・公立図書館、国民生活センター・消費センター、農林漁業団体等に配布した。

(2) 農林水産省年報

農林水産省年報は、農林水産行政施策をとりまとめて業務の参考にするため、前年度に引き続き12年4月1日から13年3月31日までのものを12年度版として発行し、省内、都道府県及び教育機関等に配布した。

(3) 農政の窓

「農政の窓」は、農林業関係者に対し、農林水産施策の普及浸透を図るため、前年度に引き続き次のテーマを全国農業新聞に掲載した。

13年	4月	緑の募金 「緑の募金」にご御協力を！
	5月	情報公開制度 情報公開制度農林水産省スタート
	7月	「食料の安全供給と美しい国づくりに向けて」 人と自然が共生する社会の実現を目指して
	9月	農林水産省の広報活動 広範な広報活動を展開
	11月	砂糖の需要拡大に向けて 砂糖はからだのエネルギー源
14年	1月	豊かな老後生活に！新農業者年金 農業者年金が新しく生まれ変わりました

(4) 21世紀の農業・農村を拓く

「21世紀の農業・農村を拓く」は、農林漁業者のみならず広く国民一般に対し、新基本法を踏まえた近い将来の農業のための情報を紹介・解説をすることで農林水産業の健全な発展をはかるため、次のテーマを全

国農業新聞に掲載した。

13年	6月	食生活指針 あなたの食生活はだいじょうぶ？
	8月	食料自給率 私たちの食べ物 日本産のほうが少ないの？
	10月	食品品質表示 食べ物や飲み物には、どうしていろいろな表示があるのかなあ？
	12月	生鮮食品の流通 生鮮食品はどうやって食卓まで届くの？
14年	2月	食品機能性の研究開発 食材のもつかくれた力がわかってきた
	3月	つくり育てる漁業 「栽培漁業」っていったい何のこと？

2 パンフレット等

(1) 農林水産省のしおり

農林水産省のしおりは、一般国民を対象に、農林水産行政及び農林水産省の業務の概略を紹介し農林水産施策についての理解と協力を深めてもらうためのパンフレットである。「M.A.F.F.食料の安定供給と美しい国づくりに向けて」と題して作成し、来庁者を中心に、都道府県、市町村、教育関係者、農業関係団体等へ配布した。

(2) 農林水産省子供向けパンフレット

農林水産省子供向けパンフレットは、21世紀の日本の農業を担う小中学生を対象とした、農林水産業及び農林水産行政の理解を深めてもらうためのパンフレットである。「農林水産省ガイドBOOK 21世紀の暮らしを考えていますか」と題し、キャラクターイラストと写真を中心にQ&A方式文章で、農業、米、畜産業、林業、水産業についてわかりやすく解説した。来庁者、全国小中学校を中心に配布した。

(3) アグリフューチャー講座

アグリフューチャー講座は、消費者に対する啓発事業として、「食生活」に最も身近な立場にある女性を中心に農林水産業の施策を浸透させるため、発行部数の多い女性生活誌に「食」に対する正しい知識等を紹介した広報誌である。女性生活誌「saita」（月2回隔週発行・発行部数80万部）に見開き2頁の広告記事を

年間2回掲載した。

テーマは次のとおり。

- ・お魚パワーで美しく、健康に「お魚」
- ・おいしい牛肉は心身の健康に効果的「牛肉」

3 視聴覚広報

(1) ラ ジ オ

「農林水産ダイヤル」は、農林漁業者等を対象に農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び技術情報等を提供するために、ラジオ短波において毎週火曜日の10分間、平成13年4月～平成14年3月まで48回放送した。

(2) テ レ ビ

ア「若い土」は、農林漁業者等を対象に農林漁業や地域活性化への積極的な取組を紹介し、農林水産施策への理解と協力を得るため、全国ローカル局18局において毎週1回15分間、平成14年1月～3月まで12回放送した。

テーマは次のとおり。

1. お米はどこでとれるの？
2. 酪農家族に会いに行こうよ
3. 山の宝物を探そう
4. ひと味違う鰻を食べよう！
5. 素敵南の島を探検しよう
6. おいしい名産品をさがそう
7. 素敵な花をどうぞ
8. 探検！ニワトリの楽園
9. 探せ！ブナシメジ名人
10. 美味しい梨を探しにいこうよ
11. 美味しいみかんはどこだ！
12. 元気な牛君を見つけに行こう

イ「おしえて！アグリ」は、消費者等国民一般を対象に世界の食料事情、日本の食料・農林水産業の現状や農林水産施策についての認識や基礎知識の定着を図るため、島崎俊郎をリポーターとして番組を制作し、テレビ東京ほか全国2局において、毎週1回15分間、平成13年10月～12月まで12回放送した。

テーマは次のとおり。

1. 田んぼの生き物とのふれあい
2. 捨てればだだのゴミですよ
3. 森はともだち
4. わが家は田んぼが守る
5. 僕にも田舎ができた
6. 農業の会社ってどんなの
7. おいしいお魚をどうぞ
8. 僕ら田舎のサポーター

9. おいしいものを食べよう

10. 山の幸に感謝

11. みんなで出かけよう

12. あなたの食生活大丈夫ですか

(3) V T R

ア「アグリンの農林水産ワールド、水田はどんな働きをしているの？」は、次代を担う児童を対象に農林水産業の実態をわかりやすく紹介し、その中で農林水産行政がどのように展開されているのか視聴覚的に訴えることにより、農林水産施策への正しい理解を得る目的で、15分ビデオテープを制作したもので、視聴覚ライブラリー・図書館等800ヶ所へ配布し、その利用を依頼した。

イ「平成13年度ビデオ・若い土 前編、後編」は、農林漁業や地域活性化への積極的な取組を紹介することにより、農林水産施策への理解と協力を得るために、優良事例を紹介した90分ビデオテープ2本セットを制作したもので、各都道府県・農業者大学校等150ヶ所へ配布し、その利用を依頼した。

ウ「平成13年度ビデオ・おしえて！アグリ」は、テレビ放送された「おしえて！アグリ」の内容を再編集した30分ビデオテープを制作したもので、消費生活センター・視聴覚ライブラリー等200ヶ所へ配布し、その利用を依頼した。

(4) 有線放送・CATV等

「農林水産省トピックス」は、農林漁業者等を対象に農林水産行政に関する諸施策の円滑な推進を図るために、それらを簡単に解説したCD・ビデオテープを製作したもので、有線放送局・農村型CATV局等535ヶ所へ年間5回配布し（10テーマ／回、1テーマ3分程度）、その利用を依頼した。

(5) 電話ファックス

「アグリコール」は、農林水産業関係者はもとより、国民一般を対象に、毎日の記者発表資料や基本政策・制度等幅広い情報を迅速に提供するため、平成7年10月から電話ファックスによる情報提供サービスを開始した。

4 新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

(1) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農業観測、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策

(2) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議の概

要

(3) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配布

(4) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、副大臣・大臣政務官会議後の副大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

5 海外広報

我が国の農林水産施策及び農林水産業の実態を正しく理解してもらうため、13年度に行った海外広報活動の主な内容は次のとおりである。

(1) 毎週金曜日、在日海外特派員及び在日各国大使館向けに農林水産省の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」を750部発行した。また、インターネット上の農林水産省のホームページにも掲載した。

(2) 農業の多面的機能についての我が国の主張への理解を広げるため以下の題名の英語、仏語、西語及び日本語による10～20分ものビデオテープを製作し、在京外国報道機関、在外日本大使館、在外外国報道機関、在外日本大使館、在外国際機関等へ配布するとともに、その利用を依頼した。

- ・「The Co-existence of Various Types of Agriculture Around the World」(世界の各地の自然に適応した多様な形態の農業生産が共存することの必要性を説明)

(3) 米国の農業者等に我が国の農林水産業の現状及び施策等をラジオ放送を通じ聴覚的に訴え、我が国の農林水産施策等の啓発を推進した。

(4) 各外国プレスの取材要請に全面的に協力した。

(5) 農林水産省紹介用パンフレット(英文)「A GUIDE TO MAFF」を作成し在日大使館及び在外日本大使館等に配布した。

6 農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に多省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事(農林水産祭参加行事を含む。)の後援・協賛等467件の名義使用承認を行った。

7 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報においては、政府の施策等について国民の理解と協力を得るため、また、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、出版物、放送その他

各種媒体による広報活動のほか、国政モニターによる広聴活動、世論調査を行っている。

本年度において、内閣府政府広報室を通じて実施した当省関係の主なものは次のとおりである。

(1) テレビ

ア 「さわやかニッポン」(日本テレビ他30局、15分番組。暮らしに関係の深い行政の話題について、有識者又は各省庁の担当者等が出演し、国民各層に解説。)

○脱サラ農家成功のカギ(新規就農の促進)他4件

イ 「話題にアタック」(フジテレビ他26局、15分番組。暮らしに関係の深い行政の話題について、取材構成により、国民各層に解説。)

○みんなで守る豊かな緑(緑化推進)他6件

ウ 「ご存じですかー生活ミニ情報ー」(日本テレビ他30局、5分番組。政府施策のうち、国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、有識者又は各省庁の担当者等が出演し、主婦層に解説。)

○牛乳で健康な食生活(牛乳の食生活に果たす役割について)(信州大学農学部教授 細野明義氏)他5件

エ 「大調査!!なるほど日本人」(テレビ東京他23局、30分番組。身近なテーマについて意識調査を行い、関係する政府施策を紹介する。)

○お米(米の表示制度の改正)他2件

オ 「明日への架け橋」(閣僚等と多彩なゲストとの対談を通して、政府が今何をしようとしているのかを国民各界各層を対象に分かりやすく解説。)

○第53回国際捕鯨委員会年次会合《対談》国際捕鯨委員会日本代表 森本 稔 氏と(財)日本鯨類研究所法学研究室長 飯野靖夫 氏)他4件

(2) ラジオ・有線放送

ア 「グッドモーニングジャパン」(TBSラジオ他6局、30分番組。暮らしに関係の深い行政の話題について、インタビュー等により、国民各層に解説。)

○農村漁村いきいき高齢者月間 他8件

イ 「暮らしのマイク」(ラジオたんぱ、15分番組。暮らしに関係の深い行政の話題について、各省庁の担当者又は有識者等が出演し、国民各層に解説。)

○農業危害防止運動(生産局生産資材課農業対策室長 澤田 清)他5件

ウ 「中山秀征の愛してJAPAN!!!」(FM東京他36局、25分番組。若い世代に関心がある事項について、番組に寄せられた意見を紹介しながら、番組の最後に施策の基本を伝える。)

○おいしいごはん健康生活 他2件

(3) 出版物

ア 「時の動き」(A4判、月1回発行、有識者層を対象に、政府施策について、対談、インタビュー、施策の紹介等の諸形式により、内容、背景等について詳しく解説。)

○《施策紹介》家畜におけるクローン技術の現状と課題 他7件

イ 「フォト」(A4変形判、月2回発行。広く一般国民を対象とし、カラー写真、図解を主体とするビジュアル構成、大臣対談等により、各種政府施策を分かりやすく解説。)

○改正JAS法で信頼性が高まる食品の品質表示
お茶の水女子大学教授 本間清一 氏 他9件

ウ 「につぼんNOW」(タブロイド判、月2回発行。主に都市地域の一般国民を対象に、政府の主要な広報テーマと暮らしに役立つ行政情報を新聞折込方式等で提供。)

○BSE対策 他6件

エ 「広報通信」(A4判、月1回発行。地方公共団体、民間団体等の広報誌に転載可能な形で、各種政府施策に関する広報記事その他の広報素材を提供。)

○〈告知板〉みどりの週間 他11件

オ 「官報資料版」(A4判、週1回発行。官報購読者及び広く有識者を対象に、各省庁の白書、統計調査結果等について、その内容を簡潔かつ分かりやすく紹介。)

○食料・農業・農村白書のあらまし 他2件

カ 「Pacific Friend」(A4変形判、月1回発行。アジア・太平洋地域の人々を対象に、我が国の政府施策等をビジュアル等を交えながら分かりやすく解説。)

(4) 新聞・雑誌

「安全な牛肉の提供体制の確立」を一般・地方76紙に掲載。

(5) その他の広報活動

「緑の募金へのお願い」等を送出。

(6) 広聴活動

ア 世論調査

捕鯨問題に関する世論調査

平成13年12月13日から12月23日の間に全国20歳以上の5,000人を対象に、捕鯨問題について他5項目について調査を実施。

イ 国政モニター随時報告

随時報告のうち、回答を要するもの6件を処理し、その他の報告を関係部局等に参考配布した。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与 (農産等6部門)

(1) 農林水産大臣賞の交付

第40回農林水産祭参加表彰行事(12年8月1日から13年7月31日までの間)として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は348行事であり、交付した農林水産大臣賞は568点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の568点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で、特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会(会長：石原 邦 氏)において行われた。

2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与 (むらづくり部門)

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等三賞の推薦のあった農林水産大臣賞7点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

3 農林水産祭中央行事

(1) 農林水産祭式典等

「農林水産祭式典」は、勤労感謝の日の11月23日(金)11時20分から12時30分まで、明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約1,100人が出席して開催され、まず、武部農林水産大臣が挨拶され、次に農林水産祭中央審査委員会会長石原 邦 氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後武部農林水産大臣から天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与並びに農林水産大臣賞585点の代表者に記念品の贈呈が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

また、前日の11月22日（木）には、明治神宮会館において、9時30分から11時30分まで、農林水産大臣賞受賞者ほか関係者約700人の参加のもとに、農林水産省大臣官房技術総括審議官の挨拶の後、本年度天皇杯受賞者が業績の紹介を行い、「新世紀の農林水産業－私の経営と地域の活性化－」のテーマに基づき、農林水産祭中央審査委員会会長代理等の学識経験者を交えパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッション終了後の同日13時30分から、農林水産大臣賞受賞者ほか関係者約700人は、皇居の宮殿及び皇居御苑（旧江戸城の本丸、二の丸等）を参観した。

(2) 天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下拝謁等及び皇居特別参観

平成14年1月17日（木）14時から天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績のご説明を行った。

その後、宮内庁担当官の案内により、宮殿、中庭、賢所、御所、西桔橋等を特別参観した。

(3) 実りのフェスティバル等

第40回実りのフェスティバルは、11月9日（金）から11日（日）の3日間、10時から17時まで（11日は15時まで）、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西4ホールにおいて開催された。

開催に先立ち、オープニングセレモニーが行われ、

遠藤農林水産副大臣の挨拶の後、同副大臣ほかによるテープカットが実施された。また、初日には、秋篠宮同妃両殿下がご来場になり、天皇杯コーナー等をご視察された。

農林水産業啓発では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーのほか、「たべる・くらす・あそぶをかんがえる」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、パネル等により、「BSE（牛海綿状脳症）」「生ごみリサイクル」などについて紹介し、都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、全国各地域で実用化されている特産物の技術を紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、47都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び30を超える農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示等が行われた。

更に、一般消費者が新たに農業を始めようとする場合の相談に応じる「就農啓発コーナー」が設置されたほか、「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」等の多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、11月10日（土）20道県から提供された農林水産物を、（勸）東京善意銀行を通じて、都内多数の福祉施設に贈呈した。

開催3日間の来場者は、約58,000人であった。

表3 平成13年度（第40回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

I 天皇杯等受賞者					
1 天皇杯受賞者					
部 門	出品材	住 所	氏名等（年齢）	表 彰 行 事	
農 産	経 営 （水 稲・大 豆）	宮城県登米郡中田町 浅水字小島13番地	農業生産法人・有限会社 オジマスカイサービス （代表 山内 孝彦）	第30回日本農業賞	
園 芸	経 営 （ミ ニ バ ラ）	岐阜県本巣郡糸貫町 七五三1065	大西 隆（50才）	第10回花の国づくり共励会花き 技術・経営コンクール	
畜 産	経 営 （採 卵 鶏）	石川県羽咋郡押水町 北川尻メー3	北栄産業有限会社 （代表 市村 栄宗）	平成12年度全国優良畜産経営 管理技術発表会	
蚕糸・ 地 域 特 産	経 営 （葉たばこ・甘しょ）	鹿児島県日置郡金峰町 尾下2073	東馬場 伸（50才）	鹿児島県葉たばこ共進会	
林 産	経 営 （林 業 経 営）	和歌山県日高郡龍神村 大字柳瀬1089番地	眞砂 典明（69才）	全国林業経営推奨行事	
水 産	産 物 （水 産 練 製 品）	熊本県本渡市船之尾町 2 番20号	合資会社松下蒲鉾店 （代表 松下 晶一）	第53回全国蒲鉾品評会	
むらづくり 活 動	む ら づ く り 活 動	山口県山口市仁保	仁保地域開発協議会 （代表 山本 繁正）		

2 内閣総理大臣賞受賞者

部 門	出品財	住 所	氏名等（年齢）	表 彰 行 事
農 産	産 經 営 (水稲・麦・大豆)	岐阜県海津郡海津町 立野402	森 武司 (56才)	平成12年度全国麦作共励会
園 芸	産 經 営 (もも・りんご)	福島県福島市飯坂町 湯野字中屋敷18	川西農振会 (代表 村上 敬)	第2回全国果樹技術・経営 コンクール
畜 産	産 經 営 (肉 用 牛)	大分県玖珠郡九重町 大字田野1449	矢方 義子 (42才)	第33回肉用牛経営発表会
蚕糸・ 地域特産	産 經 営 (養 蚕)	群馬県富岡市 下丹生1197	吉田 俊雄 (58才)	第34回関東地方繭生産性向上 コンクール
林 産	産 物 (乾 し い た け)	岩手県九戸郡種市町 第6地割99番地	高屋敷 幸雄 (51才)	第49回全国乾椎茸品評会
水 産	生 活 改 善 (生 活 改 善)	山形県飽海郡遊佐町 吹浦字西楯68番地12	山形県漁業協同組合 婦人部吹浦支部 (代表 高橋 禮子)	平成12年度農山漁村高齢者 対策優良活動地域表彰
むらづくり	む ら づ く り 活 動	福岡県八女郡星野村	星野村農業・農村を 考える会 (代表 笛田 厚一郎)	

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部 門	出品財	住 所	氏名等（年齢）	表 彰 行 事
農 産	産 經 営 (小麦・ばれいしょ・東芽室南5線12 てんさい等)	北海道河西郡芽室町	中島 直範 (53才)	第50回全国農業コンクール
園 芸	産 經 営 (トマト・きゅうり)	北海道沙流郡平取町 本町40	平取町野菜生産振興会 トマト・胡瓜部会 (代表 大崎 哲也)	第30回日本農業賞
畜 産	産 經 営 (酪 農)	千葉県館山市 江田474	川名 正幸 (52才)	平成12年度全国優良畜産経営 管理技術発表会
蚕糸・ 地域特産	産 經 営 (茶)	鹿児島県川辺郡知覧町 塩屋18666	衛藤 真二 (44才)	鹿児島県茶経営改善コンクール
林 産	技 術 ・ ほ 場 (苗 ほ)	三重県津市大里睦合町 2561	田山 久 (61才)	平成12年度全国山林苗畑品評会
水 産	産 産 加 工 物 (水 産 加 工 品)	宮城県気仙沼市川口町 一丁目207番地	大弘水産株式会社 (代表 小野寺 弘志)	第11回全国水産加工品総合品質 審査会
むらづくり	む ら づ く り 活 動	神奈川県横浜市戸塚区 舞岡町	舞岡ふるさと村推進協議会 (代表 増田 昭二)	

II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞団体

平成13年度農林水産祭むらづくり部門 農林水産大臣賞決定等事例一覧

(東北ブロック)

青 森 上北郡天間林村大字野崎
山 形 東置賜郡高畠町大字上和田

○福 島 南会津郡舘岩村大字宮里

(関東ブロック)

栃 木 那須郡烏山町興野
○神奈川 横浜市戸塚区舞岡町

山 梨 東山梨郡三富村

(北陸ブロック)

○富 山 西砺波郡福岡町小野

(東海ブロック)

○愛 知 豊田市九久平町

(近畿ブロック)

滋 賀 大津市上田上新免

○兵 庫 神戸市西区蘆谷町松本

(中国・四国ブロック)

島 根 邑智郡大和村大字比敷

○山 口 山口市仁保

徳 島 名西郡石井町石井

(九州ブロック)

○福 岡 八女郡星野村

佐 賀 杵島郡福富町

熊 本 玉名郡天水町尾田

(沖縄ブロック)

沖 縄 島尻郡伊平屋村我喜屋

四ヶ村連合常会

和田ゆうきの里推進協議会

川衣集落

興野むらづくり推進委員会

舞岡ふるさと村推進協議会

三富村農業経営者会議

小野つくばね会

松平地区まちづくり協議会

農事組合法人 新免営農組合

松本地区里づくり協議会

比敷集落（農事組合法人 ひじきドリーム）

仁保地域開発協議会

百姓一

星野村農業・農村を考える会

福富地域むらぐるみ運動実践協議会

尾田地区

伊平屋村漁業協同組合

○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 年次報告等

1 食料・農業・農村の動向に関する
年次報告

食料・農業・農村基本法（以下この項において「基本法」という。）第14条の規定に基づき、政府は、「平成14年度において講じようとする食料・農業・農村施策」及び「平成13年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」を平成14年5月17日に閣議決定し、同日付けで第154回国会に提出した。後者については、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という基本法の4つの理念を基本視点として、食料、農業及び農村の動向と直面する課題及び食料・農業・農村基本計画に即した具体的施策の地域への浸透状況等の分析・検証を行い、これらを通じて基本法の理念の浸透や基本計画の実現の必要性等について、広く国民各層の理解を深めるとともに、国民的取組を促進する上での素材を提供する

ことをねらいとする内容・構成とした。

その要旨は以下のとおりである。

(1) 食料の安定供給システムの構築

ア BSE等我が国の「食」が直面する課題

平成13年9月、我が国で初めてBSE（牛海綿状脳症）が発生した。当初、関係機関の連絡体制が十分機能せず、感染牛の処理情報が誤って伝えられるなど対応が混乱し、こうした経緯が行政に対する不信を生じさせるとともに、「食」の安全性に対する信頼を大きく揺るがす結果となり、多くの消費者が牛肉の消費を控えたことから、多くの肉用牛肥育経営等の収益性の悪化や酪農経営の悪化を招いた。このため、関係府省との緊密な連携のもと、平成13年10月からと畜場におけるBSE全頭検査体制を確立するなど各般の措置を講じた。同体制の確立後は、家庭での牛肉の購入量も上向くなど牛肉消費の回復に向けた動きは確かなものとなりつつあり、今後ともBSEに関する正確な情報伝達、正しい知識の普及・啓発が求められている。

このBSE発生に際しての一連の行政対応上の問題を検証し、今後の畜産・食品衛生行政のあり方につい

て調査検討を行うため、「BSE問題に関する調査検討委員会」が設置され、平成14年4月に同委員会報告が取りまとめられた。この報告では、危機管理体制の欠落、消費者保護の軽視、政策決定過程の不透明さ、情報公開の不徹底を厳しく指摘したうえで、食品の安全性を確保するための包括的な法律の制定や新たな行政組織の構築が提言された。今後は同報告を尊重し、「食」の安全と安心を確保するため、農林水産政策の軸足を消費者サイドに大きく移し、食品安全行政の大胆な見直し・改革を行っていくことがきわめて重要である。

また、最近BSE問題以外にも食品の安全性にかかわる出来事が相次ぎ、消費者の食品の安全性に対する関心は増大している。これら消費者の不安・不信に対応し、信頼を回復するためには、食品の生産から消費に至る各段階間での連携と一貫した安全性の確保が必要となっている。食品の安全性確保については、国際的に注目されている「リスク分析」の手法を応用することを検討し、これにより消費者との相互理解に努めていくことが必要である。こうしたなかで食品事故発生時の追跡調査や回収を容易にすること、また生産情報等を消費者に提供して「消費者と生産者の顔の見える関係」の確立による信頼確保を図る観点から、食品の履歴情報を遡及して確認可能なトレーサビリティ・システムが期待されており、今後、同システム導入に向けて取り組んでいくことが重要である。

一方、我が国の食料消費の動向をみると、生活スタイルの多様化等から、食料費支出に占める「外食」及び「中食」の割合は3割近くに達している。こうしたなか、食料や農業に関する知識の低下等の「食」と「農」の距離の拡大を認識している人は6割以上に達している。このため、消費者と生産者の情報の疎通や子ども達への「食」や「農」に関する教育、農業体験等の推進により、「食」と「農」の一体化を図ることが求められている。

また、我が国の食生活は、近年脂質を上昇させる形で欧米型に近づく傾向にある。こうしたなかで、脂肪の過剰摂取等をはじめとする栄養バランスの崩れが発生しており、米飯を中心とした必要な栄養素をバランスよく摂取していくことが求められている。さらに、「欠食」等の食生活の乱れや生産から消費に至る各段階で生じる「食料ロス」等への対応も課題となっている。こうした食生活上の課題の解決のため、農林水産省、文部省（現文部科学省）及び厚生省（現厚生労働省）が平成12年3月に共同で策定した、「食生活指針」の一層の浸透及び実践が重要であり、国や関係機関が支援を行いながら、学校教育の場をはじめ、家庭、職

場、地域等における国民的な運動として取り組んでいくことが必要である。

食品産業の動向をみると、日本経済が緩やかなデフレの状態に入るなかで外食産業における企業間の競争が激化しており、業界各社の人件費や仕入コスト等の削減努力は食材の流通・生産段階にまで影響しつつある。また、食品小売業は、コンビニエンス・ストア等の店舗数・年間販売額が増加し、従来型の食料品専門店が減少するなど業態に変化がみられる。こうしたなかで食品の流通においても、直接取引やインターネットを使った取引等の動きが見られ、流通経路は多様化している。

イ 諸外国の農政動向

BSE等の問題を契機として世界規模で「食」の安全性に関する消費者の意識が高まっており、国際的な議論も活発化している。こうしたなかで、近年では、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションからなる「リスク分析」の手法を食品の安全性確保に应用することが国際的な潮流となっており、フランス等の食品安全行政の再編の基本的な考え方として「リスク評価とリスク管理の機能的分離」（物理的分離ではない）が重要になっている。また、リスク管理の手法としては、トレーサビリティ・システムの導入のように「食卓から農場まで」を対象とする施策の展開が主流となっている。

2001年12月、中国がWTOに加盟した。加盟に際して、「対中セーフガード」創設等の条件が付されていたが、今後、中国が加盟条件を確実に履行した場合、同国による穀物や大豆油等の輸入の大幅な増加が見込まれる。また、野菜等の労働集約的作物については、対日輸出攻勢が引き続き強まる可能性が強いと考えられる。さらに、中国はWTO加盟後も当面は現行の為替管理制度を維持していくものとみられるが、今後、国際的な公平性を確保する観点からも、人民元の為替レートの適正化の議論も惹起されていくものと考えられる。

ウ 食料自給率と食料安全保障

我が国の食料自給率は、昭和40年度から平成12年度の間に73%から40%に大きく低下した。これは米の消費が減少する一方で、畜産物等の消費の増加に伴う飼料作物の輸入の増加が一因となっているためである。平成12年度の自給率は3年連続の40%となっているが、自給率の長期的な低下傾向に歯止めがかかったと判断するのは時期尚早であり、自給率向上に向けて生産・消費の関係者が一体となったさらなる取組が重要である。また、食料の安定供給確保のためには、平素から

の取組に加え、不測の事態においても、事態の深刻度に応じた機動的な対策の実施が必要であり、このような考え方に基づき、平成14年3月に、「不測時の食料安全保障マニュアル」を策定した。

エ 世界の農産物需給と我が国の農産物貿易の動向等

世界の穀物等の需給動向は、緩和基調で推移しているものの、将来は人口増加や都市化によるライフスタイルの変化等に伴い食用及び飼料用穀物の需要が増加することが見込まれる。一方、単収の伸びに鈍化傾向がみられるとともに、水資源の枯渇等の環境制約が指摘されており、不確実性が增大するなかで世界の食料需給は中長期的にはひっ迫する可能性も指摘されている。

こうしたなかで、近年の我が国の食料輸入は、数量ベースでは増加基調にある。最近では、生鮮野菜の輸入量が過去5年間に1.5倍に増加しており、なかでも中国からの輸入が急増している。輸入急増の背景には為替レートの他に実需者のニーズに国内の産地が十分に対応できていないなどの要因があげられており、このような事態に対応し、国際競争力のある体質の強い国内生産・流通体制を早急に確立することが必要である。

オ WTOをめぐる動き

新ラウンドに先立ち開始されている農業交渉は、今後の世界の農産物貿易ルールの方角を決定する重要な交渉であり、我が国は「多様な農業の共存」を基本哲学とする「WTO農業交渉日本提案」をWTO事務局に提出し、説明を行ってきた。新ラウンドでは、農業交渉も他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。今後、EU等多面的機能フレンズ諸国と連携し、開発途上国の賛同を得つつ、農産物輸出国に対して粘り強い交渉を行っていくことが必要である。

(2) 構造改革を通じた農業の持続的な発展

ア 我が国農業の生産構造の現状と改革

平成12年の農業産出額に占める主業農家の割合は、米では他作目を大きく下回っている。また、稲作農家の規模拡大も十分でなく、米を中心に構造改革が遅れている。こうしたなかで意欲と能力のある経営体が経営規模の拡大や作物転換等の経営の革新に取り組むことができる環境を整備し、農業の構造改革を推進することが重要かつ緊急の課題となっている。

平成13年の総農家戸数は307万戸で、このうち販売農家は229万戸となっている。主副業別にみると主業農家や準主業農家が減少傾向にあり、副業的農家はほ

ぼ横ばいで推移している。また、定年帰農や新規就農者が増加傾向（平成12年は7.7万人）にあり、農業労働力の量的減少に歯止めがかかりつつあるが、高齢化は著しく進行している。

農業生産法人は有限会社形態を中心に増加（平成13年1月現在6,213経営体）している。さらに、農地法の一部改正により株式会社形態をとるものも増加のきざし（平成14年2月現在15経営体）がみられる。稲作農家等の大規模経営では、効率的で生産性の高い経営を実現しているが、近年の農産物価格の変動等による農業所得の増減が農家総所得に大きく影響しており、これらの変動を緩和し、「育成すべき農業経営」の経営規模の拡大等への積極的な取組を可能とするセーフティネットの整備が求められている。

耕地面積は昭和36年の609万haから平成13年には479万haとなり、耕作放棄を主因に減少している。こうしたなか、農地の大規模層への利用集積の水準はまだ不十分であり、その促進のためには良好な営農条件を備えた農地の確保や水田の汎用化の推進も重要である。

イ 農産物需給の動向

生産者段階の農産物と生産資材価格の相対的な関係を示す農業の交易条件指数は、農業生産資材価格の下方硬直的な傾向のため、悪化が続いている。資材供給面からの交易条件の改善には、農業生産資材の流通等の合理化とコスト低減が必要である。特に、流通の大宗を担う農協系統の取組が重要となっている。

平成13年度産水稻の生産は、作付け面積170万3千ha、作況指数103（やや良）、生産量904万8千トンとなり、米の需給は緩和基調で推移している。平成13年度の生産調整規模は過去最大の101万ha（転作率38%）となり、生産現場では生産調整への限界感や不公平感の増大がみられ、また、自主流通米価格の低迷が続いている。これらの課題に対応するため、13年11月に「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」を決定した。今後は、これらの検討結果を踏まえ、生産者団体・行政が一体となり、生産現場における理解と納得を基礎に着実かつ実効のある改革を実施していくことが必要である。

麦・大豆については、生産は拡大基調で推移しているものの、品質向上等の伴わない生産量急増により需給のミスマッチが拡大していることから、実需者ニーズに対応した生産を行い、単収・品質の向上・安定を図ることが必要である。

畜産については、BSEの発生による牛肉消費の大幅な減退から、枝肉生産量の減少、価格低下を招き、

多くの肉用牛肥育経営等の収益性は悪化している。また、酪農経営も廃用牛等の販売収入が減少している。安全な粗飼料確保による畜産経営の安定化や食料自給率の向上のためには、自給飼料増産が求められており、水田を有効に活用できる稲発酵粗飼料の作付けが近年増加している。今後、稲作農家をはじめとする耕種農家と畜産農家の連携強化が期待される。

ウ 農業技術の開発・普及の推進

遺伝子組換え農作物については、その安全性に不安をいっている消費者がみられる一方、同技術には、重金属吸収作物の開発による環境問題の解決等への貢献が期待されている。遺伝子組換え農作物の開発・実用化の際には関係省が連携して安全性評価を実施しているが、今後とも国民の関心に積極的にこたえ、理解を深めることが重要である。

(3) 農村と都市との共生・対流による循環型社会の構築

ア 農業の自然循環機能の維持増進

太陽エネルギーや水・空気等を利用し、自然の循環過程のなかで営まれる農業は環境と相互に影響し合っている。例えば焼畑農法の不適切な実施によって、森林が破壊され地球温暖化が助長されるなど、農業は環境に影響を及ぼしている。地球環境問題の解決のためにも、環境と調和した持続的な農業の展開を通じた循環型社会の構築が重要となっている。

イ 農業の有する多面的機能の発揮

農林水産省は、農業等の有する多面的機能について日本学術会議に諮問を行い、平成13年11月に、農業及び森林の多面的な機能の評価に関する答申を受けた。答申では、多面的機能の具体的な内容や一部の機能について試算した定量的評価結果についても言及された。今後、本答申を踏まえつつ、国民の理解を一層深めるための取組が必要である。また、多面的機能のうち情操かん養機能を活用した子ども達の農業体験は、豊かな心を育み、人格形成に大きな効果があるものとして教育の面からも期待されている。

ウ 農村の現状

我が国の経済成長とともに、都市の過密等による生活環境の悪化や農村の過疎化・高齢化等の課題が「20世紀の負の遺産」として残っている。特に、農村では少子化・高齢化が急速に進行し、中山間地域を始めとする過疎地域では人口減少等により集落の維持が困難となり、集落機能の再編を必要とする地域も増加している。これらの課題の解決のため、地域間格差や東京一極集中等の是正に取り組むことが重要となっている。

エ 循環型社会の実現に向けた農村の総合的な振興
一方、国民の意識が「心の豊かさ」重視に転換しているなかで、都市においては、都市だけでは充足できない「おいしい水」等の享受や、「ふるさと」の実現を可能とする農村の役割が増している。こうした情勢を踏まえ、都市においては農村へのアクセスの改善により、都市だけでは充足できない農村の豊かな自然等の提供が図られ、また、農村においても都市とそん色のない生活基盤や都市的サービスの享受を通じて活性化が図られる、共生・対流の関係を構築していくことが求められている。

このためには、人・もの・情報が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりの推進等により、農村の新たな可能性を創出することが重要であり、そのための基盤整備に加え、地域住民が主体となった都市住民との「協働」等の取組の推進やこれを支援する関係機関の推進体制を確立することも必要である。また、過疎化や高齢化が進む農村の現状を踏まえ、高齢者が活躍できる環境づくりや地域資源を活用した六次産業等の産業の振興を通じた多様な雇用確保等総合的な農村の活性化を推進していくことも重要である。

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成12年度結果は平成14年8月2日に公表したが、主な内容は次のとおりである。

農業・食料関連産業の国内総生産は51兆9825億円で、前年度に比べ2.7%減少した。これを産業別にみると、食品工業、資材供給産業が増加したものの、関連流通業、農業、飲食店等が減少した。

なお、農業・食料関連産業の国内総生産は、全産業の国内総生産（GDP）の10.1%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財貨・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成14年度においては「平成12年産業連関表」の基本方針を策定し、推計作業を行っている。

第5節 環境保全対策

1 概 説

我が国においては、平成6年の環境基本計画の策定以降、持続可能な社会の構築に向け、国際社会との連携の下に、各主体がそれぞれの立場から取組を展開し、一定の前進を見ているところである。また、環境基本計画に掲げた四つの長期的目標（「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」）もわが国の社会に浸透、定着し、本格的にその具体的展開が図られようとする段階に至っている。

しかしながら、今日、環境をめぐる状況を見ると、自動車交通に伴う環境問題や閉鎖性水域の水質汚濁問題のように、従来から取り組まれている環境問題がなお深刻であることに加え、人間活動の拡大に伴い環境負荷が大幅に増加しており、また、観測データの充実や科学的知見の深まりにつれてこれまで明らかでなかった環境問題の存在が次々と明らかになってきている。

このように、環境をめぐる状況は、総じて環境政策の進展を上回る速度と広がりで困難さを増しており、このままの状態では、持続可能な社会の構築に大きな障害が生ずることが懸念される。

21世紀初頭は、20世紀における環境上の「負の遺産」の解消と環境の再生を図りながら持続可能な社会へ転換することを最大の課題とし、社会経済のあらゆる分野においてその解決に向けた取組を強化すべき重要な時期である。このような時にあたり、我が国の環境政策は、環境問題の動向とこれまでの取組の成果を踏まえ、持続可能な社会の構築のための戦略を示し、経済的側面、社会的側面、環境の側面の各側面を視野に置き、環境面において直面する数多くの問題の根本的解決を図りうるものへとさらなる展開を図っていく必要がある。こうした考え方に立ち、環境基本法第15条に基づく第二次の環境基本計画が平成12年12月22日に閣議決定された。

2 農林水産業に係る環境対策の推進

平成13年度における環境保全対策のうち主なものは、以下のとおりである。

(1) 地球環境の保全等

ア 熱帯林をはじめとする森林保全対策

持続可能な森林経営を実践・実証するための「モデル森林ネットワーク」の構築を推進するためネットワーク作りとこれに関する科学的、技術的知見を交換することを目的とした国際ワークショップを開催した。

また、NGO等の民間による植林協力を推進し、地球温暖化防止を図るため、クリーン開発メカニズム（CDM）等の実施に向けた国際フォーラムの開催、NGO支援、海外植林情報の提供等を実施した。

このほか、焼畑移動耕作地域を対象とした森林造成促進基礎調査等の森林造成技術の確立に必要な調査、熱帯林放棄バイオマスの有効な利用促進を図る林産物の利用高度化技術の確立に必要な調査、地域住民等の森林経営への参加を促進するモデルフォレスト活動支援等の広域実証調査等を行った。

また、国連食糧農業機関（FAO）による各国の森林計画の策定・実行を推進するため、実証森林設定に関するアジア地域共通のガイドラインの提案及び実証森林の設定実践等を行う事業に支援を行い、さらに、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、熱帯林の保全と利用の両立を図る持続可能な森林経営を推進した。

イ 砂漠化防止・農地保全対策

西アフリカサヘル地域における砂漠化防止及び中南米における農地・土壌侵食防止対策に関し、基礎的な情報の収集や現地における長期にわたる実証調査により、現地の実情に即した汎用的な技術や、その技術や営農が次世代にわたって継続されるよう開発計画から農地・施設の管理まで一貫した住民参加型の技術・ノウハウを確立する調査を実施した。

また、地球規模で進行しつつある農地水源等の環境劣化に対して、地球探査衛星からの画像解析技術及び地理情報システム等を駆使したモニタリングシステムを構築し、計画立案及び資源管理に資することを目的とした調査を実施した。

ウ 地球温暖化対策

地球環境保全を目的とする協力の推進に資するため、CO₂固定能力に着目した森林造成技術指針、木材の耐久利用促進等に関する調査を実施した。

さらに、肥料の分野においても、農業生産の効率化と農業が本来持つ環境保全機能の一層の向上のための農業技術の確立及び普及を推進するため、環境負荷のより少ない“環境にやさしい肥料”の効果的利用技術の確立、普及等を行う高度肥料利用技術確立推進事業を実施した。

エ 酸性雨対策

森林に対する酸性雨等の影響の実態把握等のため、全国規模でのモニタリング調査及び森林衰退の原因究明並びに森林の健全化に必要な施策方法を確立するための調査等を行った。

オ 技術開発

自然環境の改善等を行うことのできる画期的な農林水産生物を創出するための基盤であるイネ・ゲノム解析研究等を行った。また、研究者の派遣及び招へいにより、開発途上地域の環境保全等に寄与する国際共同研究を行った。

(2) 水及び土壌・地盤環境の保全

ア 大気環境・水環境の保全

(ア) 水質保全対策事業

農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し又は農業用排水施設から公共用水域に排出される水質を浄化するため、農業用排水施設及び水質保全施設等の整備を実施した。

(イ) 農業集落排水事業

農業用水の水質保全や農村生活環境の改善等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設を整備するとともに、処理水や発生汚泥等の資源リサイクルを推進した。

(ウ) 漁場環境保全対策（漁場における公害対策、漁場環境影響調査、赤潮対策、漁場油濁被害対策等）

種々の生物による環境浄化作用等環境改善方策の検討、海浜生物の生息環境について、ボランティア等の参加による定点調査等の実施、内分泌かく乱物質、ダイオキシン類等有害物質の魚介類への影響や汚染状況についての調査、貝類の毒化及び解毒機構解明調査、有明海における冬季のケイ藻赤潮等調査、スクリーニング手法を導入したモニタリング手法等の研究・技術開発、ヘテロカブサ等赤潮の発生予察技術等の開発、赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実、貝毒標準品の製造・配布等、漁業者等による監視調査への参加の促進や観測機器整備、漁業者等の監視技術向上のための研修会の開催、環境保全方針を策定し、全国及び一定規模の水域ごと漁場環境保全施策の検討、内湾域における発電所取放水が周辺海域の漁業に及ぼす影響に関する調査、油汚染事件発生時の漁業被害を最小限とするための諸情報を収集・整理し、油汚染漁業影響情報図等の作成・提供等を行うとともに、水産庁漁業取締船に油回収資機材を整備した。

また、マリン・エコトピア21構想に基づく地域毎のマスタープランの策定を行った。

このほか、原因者不明の漁場油濁による漁場の清掃等に要する費用の支弁等について助成した。

さらに、漁場として重要な藻場・干潟の実態の調査、消長原因究明のため調査等を行った。

イ 土壌・地盤環境の保全

(ア) 地盤沈下対策

農用地及び農業用施設等について、相当な範囲にわたり地盤沈下による被害が発生している地域を対象として、地盤沈下機構解明等の調査を行い、かつ、地盤沈下による農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するための事業について助成した。

(イ) 公害防除特別土地改良事業

カドミウム等による農用地の土壌またはかんがい用排水の汚染に起因した被害を防止、除去するための客土、排土、水源転換等のための事業について助成した。

(3) 廃棄物・リサイクル対策

ア 廃棄物・リサイクル対策

(ア) 容器包装廃棄物リサイクル促進事業

容器包装リサイクル法の円滑な施行を図るため、食品製造業者、食品販売業者、食品輸入業者等に対し再商品化義務量算定のための調査等並びに再商品化義務を負う事業者に対する点検指導等を実施し、義務不履行者に対しては法的措置を講じた。

(イ) 食品リサイクル施設先進モデル実証事業

食品リサイクルの推進に当たって、重要な課題となるリサイクル施設の整備について、他のモデルとなり得る施設の整備を行った。

(ウ) 資源循環型食品産業モデル展開事業

食品産業や農業等から発生する廃棄物をエネルギー回収型廃棄物処理プラントを核として集約的に処理し資源として循環させるシステムを構築するため、モデル設計及びシミュレーション実証実験を行った。

(エ) 食品リサイクル技術開発事業

食品の製造・流通・消費から排出される食品廃棄物の発生抑制技術、廃棄物の高度再利用技術、環境負荷を総合的に低減させる技術等の開発を行った。

(オ) 資源循環型畜産確立対策事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、地域の実態に応じた家畜排せつ物処理施設を機動的に整備するとともに、有機性資源の循環利用を促進するための体制の整備等を行った。

(4) 化学物質対策

ア 農業対策

(ア) 農作物等有害物質総合調査事業

ダイオキシン類等有害物質の農作物等における含有実態に関して全国的な調査を実施した。

(イ) 農業慢性毒性試験事業

毒性学の進歩に応じ、精度の高い毒性試験法を開発

するとともに、毒性試験、環境影響試験等の適正実施基準の確立等を推進した。

(5) 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進

ア 国土空間の自然的社会的特性に応じた自然と人間との共生

(ア) 自然循環機能増進総合対策事業

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、持続性の高い農業生産方式を実践する営農集団等に対し、実証ほの設置、技術講習会の開催、生産条件の整備等の支援措置を実施するとともに、土壌機能の維持・増進を図るため、たい肥や化学肥料の適正使用のための指針策定、施肥由来の硝酸性窒素等による環境負荷の低減技術の確立、土壌・土層改良等を実施した。

さらに、未利用有機性資源等の循環利用・広域流通及び都市近郊から発生する生ゴミ等の都市農業における活用の促進を図るため、食品産業、耕種農業、畜産業等の関係者からなる協議会の開催、都道府県におけるマスタープランの策定、生ゴミ分別収集の啓発、たい肥化施設の整備等を推進した。

(イ) 保安林等整備管理

保安林の機能の維持向上及びきめ細かな配備等の保安林の整備、標識の設置、台帳の整備等の保安林の適正な管理並びに保安林の指定によって生じる損失に対する補償を実施した。

また、保全管理水準の維持・向上を図るべき森林について、森林保全推進員等によるパトロール体制の整備や林野火災予防資機材の配備等の保全管理活動を行う都道府県に対して助成した。

国有林野について、林野火災、森林環境の汚染、高山植物の盗掘等の森林被害の未然防止を図るとともに入山者の指導啓発を行うため入山者の多い森林地域を重点に標識や保護柵の設置等森林保全巡視を地方公共団体と連携を図りながら実施した。

さらに、国内希少野生動植物種の生息地や移動経路となる国有林野において、巡視や生息環境の保全・整備等を行った。また、植生回復等保護林の保全措置を行うとともに、森林生態系保護地域のバッファゾーンを活用した森林の働や森林との接し方等を学ぶ場の整備等を行った。

イ 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

(ア) 特定希少植物の保存推進事業

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、特定国内希少野生植物種の生産・流通業者を適正に指導するとともに、普及啓発及び実用的な栽培技術の普及等を実施した。

(イ) 希少水生生物保存対策推進事業

「データブック」に掲載された種のうち、緊急性が高く調査可能なものから現地調査を実施し、保護手法に関する検討を行うとともに、減少の著しい魚類に関する遺伝資源保存技術確立のための試験研究を実施した。

(ウ) サメ・海鳥保全管理プログラム作成調査費

国際的に問題とされているサメ類、海鳥の混獲に対処するため、サメ類の保全・管理及び海鳥の混獲対策に関する行動計画の策定のための調査を実施した。

ウ グラウンドワーク推進支援事業

地域住民が主体となり、地方公共団体及び民間企業とのパートナーシップにより身近な地域の環境を改善するグラウンドワークが近年各地で取組まれるようになってきている。このような活動を推進・支援し、農村地域の良好な環境の形成、地域のコミュニティの活性化、農村と都市との交流等を図った。

エ 社会資本整備

(ア) 海岸環境整備事業

海岸保全施設の新設又は改良と併せて海岸環境の整備を行い、海岸域が総合的レクリエーション機能を発揮できるように図る等、国民の休養の場としての利用促進等を図った。

(イ) 治山事業等

森林の維持・造成を通じ、森林の有する山地災害防止、水源かん養等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、環境財としての森林の整備により環境保全にも資するため、荒廃地、荒廃危険地、荒廃森林等の整備を実施した。

さらに、山村地域の生活環境の改善、水源地域の環境整備を図るため、林業集落を対象に用排水施設の整備を重点的に実施した。

(ウ) 漁港環境整備事業

漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備及び漁港区域内の水域におけるヘドロ等の除去、覆砂並びに藻場、干潟等の整備に要する経費につき助成した。

(エ) 水産資源環境整備事業

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、たい積物の除去、底質改善や藻場・干潟の造成等に要する経費に助成した。

オ 生物多様性の保全

水産資源の持続的な利用を行うため、生活の場を海洋に依存する野生生物の餌としての要求と漁業による利用との相互的な関連作用を考慮して、それぞれの適正な利用量の算定及び餌生物を媒介した野生生物と漁

業に関する相互モデルの開発を実施した。同時に海洋生態系の生物生産機能に関する調査及びそれに関連した海の環境保全機能の解明を行った。

さらに、シロナガスクジラ等大型鯨類の資源量、回遊等の実態を把握し、積極的な資源回復対策を講じるために必要な情報を収集する調査を実施した。

このほか、顕微受精技術を水産分野に導入し、凍結等によって活性の低下した水産動物の精子でも受精・発生を可能にする技術の開発を実施した。また、DNAフィンガープリント技術を水産分野に導入し、自然集団や人工種苗の遺伝的多様性を評価する手法の開発を実施した。

また、生物多様性条約関連施策として、FAOに対し、
①アジア地域植物遺伝資源保全利用体制整備事業及び
②アジア・太平洋地域動物遺伝資源保存対策強化事業に係る拠出を行った。

(6) 環境政策の基盤となる施策等

ア 国土緑化推進対策事業

全国植樹祭の開催、青少年の緑化活動表彰等による緑化思想の普及・啓発、緑化技術も研究開発・普及、樹木保護の専門技術者（樹木医）養成等及び樹木の持つ水質浄化機能を高度発揮させるための技術指導や調査等による緑づくりの推進をする。

表4 農林水産業に係る環境保全経費、地球環境保全対策関係予算

	(単位：千円)
A11 地球環境の保全等	4,527,218
＊地球環境対策基本方針策定費	6,063
＊地球環境民間活動推進事業	2,954
＊アジア地域農林水産関連地球サミット対応支援事業	9,797
＊地球環境協力支援データ・ベース策定事業	12,071
＊国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金	147,118
＊農業環境指標開発特別事業（OECD 拠出金）	14,420
＊環境委化学品プロジェクト（OECD 拠出金）	6,640
＊農業の多面的機能維持強化事業（OECD 拠出金）	15,860
＊アフリカにおける主要害虫の生物学的・態的防除技術の開発	24,669
＊稲の環境調和型品種による持続的な生産技術の開発	38,944
＊林産物貿易の持続可能な森林経営への影響調査及び評価事業（FAO 拠出金）	36,380
＊農業の多面的機能に関する調査研究・普及事業（FAO 拠出金）	177,613
＊アジア地域持続可能な森林経営実証支援計画（FAO 拠出金）	56,359
＊農業の多面的機能に関する調査研究・普及事業（アセアン事務局拠出金）	51,394

＊バイオテクノロジー関連体制整備事業（FAO 拠出金）	101,374
＊中南米丘陵地域持続的土地利用計画モデル策定調査（FAO 拠出金）	31,033
＊農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち	
大気環境保全対策	21,000
＊砂漠化防止等環境保全対策調査費	476,808
＊地球環境保全対策推進費	7,394
＊海外農業農村開発技術センター等事業費のうち	
技術情報整備提供費	64,283
＊農地・土壌侵食防止対策調査費	244,209
＊環境保全型水資源開発基礎調査費	84,000
＊水資源開発戦略構築調査委託費	94,654
＊温室効果ガス排出削減定量化法調査委託事業	4,532
＊地球温暖化抑制のための技術開発	23,217
＊高度肥料利用技術確立推進事業	20,722
＊総合的病害虫管理推進事業のうち	
臭化メチル代替技術緊急確立	70,719
＊畜産関係温室効果ガス抑制技術等調査検討委託事業	2,831
＊国際防疫及び畜産技術協力推進事業委託費	47,499
＊海外食品加工企業環境改善対策確立事業	9,344
＊農林業におけるバイオマスエネルギー実用化技術の開発	180,000
＊エネルギー利用効率向上等環境調和型	
食品製造システム技術の開発	72,200
＊バイオマスエネルギー利用技術の開発	57,000
＊新資材利用園芸栽培実用化技術の開発	28,627
＊環境にやさしい木材保存処理技術の開発	77,874
＊環境保全型水産技術の開発	125,789
水田農業の持続性・公益的機能の解明と環境調和型栽培管理技術の開発	9,184
＊G8森林違法伐採対策支援事業	15,000
＊人に優しい木質資材公共利用促進技術開発事業	30,000
＊住宅資材利用促進（支援）事業のうち	
循環型地域材利用促進事業	76,922
＊木材利用革新的技術開発促進事業	74,000
住宅資材利用促進（支援）事業のうち	
リフォームにおける地域材利用促進事業	154,940
地域材住宅長期耐用促進事業	76,000
文化財の維持等に必要の特用林産物供給支援事業	80,469
＊バイオマス資源の利用手法に関する調査	7,650
＊森林資源モニタリング調査	237,133
森林経営認証実証調査	8,500
＊森林資源データの分析・利用に関する調査	8,500
山村資源高度活用推進事業	15,750
＊熱帯保護林経営手法確立調査事業	30,671
＊シベリア・極東地域森林・林業協力指針策定調査事業	20,352
＊焼畑移動耕作地域森林造成促進基礎実証調査事業	40,301

*モデル・フォレスト活動促進支援事業	35,644	マリン・エコトピア調査事業費（事業費）	540
*森林先住民伝統的知識保護・利用促進基礎調査事業	36,510	*漁場環境保全総合美化推進事業	7,352
*熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業	23,877	漁場環境保全対策（地球環境保全対策を除く）	6,249
*民間植林協力推進支援事業	123,581	*海洋廃棄物生物影響調査	693
*開発途上国人工林環境影響調査事業	32,500	油回収資機材整備費	12,495
*政府間林業協力推進調査事業	21,710	*生物活用型漁場環境改善調査費	5,557
*アジア東部地域森林動態把握システム整備事業	198,263	海浜生物生息環境調査事業費	8,946
*地域住民森林管理実証調査事業	51,683	*藻場・干潟環境保全事業（事業費）	54,000
*IPF/IFF 行動提案推進アジア地域国際森林専門家 会合開催費	20,185	*漁場環境保全推進事業（事業費）	136,905
*温暖化防止森林・緑・国民参加促進対策・ 国民参加促進対事業策	84,433	*赤潮・貝毒被害防止対策事業	107,615
*酸性雨等森林衰退対策事業	62,082	*海洋廃棄物生物影響調査費	62,074
*炭素吸収源データ収集システム開発事業	48,000	漁民の森づくり推進事業費	9,761
*CDM植林促進技術開発事業	27,669	漁業環境保全方針策定推進事業費	60,502
*吸収源対策の第三者認証制度の試行事業	18,000	発電所取放水内湾漁業影響調査	27,675
*住宅資材利用促進（支援）事業のうち 地球温暖化防止住宅資材利用促進事業	16,703	赤潮・貝毒防除基盤技術開発事業	11,722
*政府開発援助国際漁業振興協力事業委託費のうち 漁業環境の変動に対応した水産資源の持続的利用 調査費	207,196	漁民の森づくり活動推進事業	119,560
*200海里開発促進新技術導入事業のうち環境保全型 漁場造成技術の開発	188,419	持続的養殖推進対策費持続的養殖生産確保対策費 餌料中の有害物質残留基準の設定	562
(国有林野事業特別会計)		持続的養殖推進対策費持続的養殖生産確保対策費 養殖場環境改善支援システム開発	159
木製治山施設設計指針策定調査	8,000	海面養殖業高度化推進対策事業	246,176
A13 水及び土壌・地盤環境の保全	147,615,228	水産用医薬品調査事業	8,774
水道水源等水質保全対策推進事業	1,616	魚病対策技術開発研究推進事業	43,952
広域農業基盤整備管理調査費のうち 信濃川水系開発調査の地盤沈下分	16,000	環境保全型養殖普及推進対策事業	885
地下水調査費のうち保全調査	102,463	養殖生産物品質安全普及事業	476
農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち 水環境保全対策	105,100	魚類防疫体制整備事業	78,800
農業用水資源環境基礎調査	68,000	持続的養殖推進対策事業	31,576
農業集落排水事業	125,997,170	持続的養殖推進対策フォローアップ事業	42,264
水質保全対策事業	2,675,030	水産総合研究センター魚病体策推進事業	36,000
地盤沈下対策事業	4,350,337	増養殖適正化総合調査事業	13,510
公害防除特別土地改良事業	1,333,298	*200海里開発促進新技術導入事業のうち浅海域緑化 技術の開発	11,150
魚類ワクチン代替検査法開発費	6,896	*200海里開発促進新技術導入事業のうち岩礁性藻場 の造成技術の開発	12,466
環境創出型養殖技術の開発	66,500	200海里開発促進新技術導入事業のうち粒径選別型 底掃除システムの開発	5,237
エコシステムの制御による高度排水処理技術の 開発	88,025	漁場環境保全創造事業	2,022,500
環境負荷物質の動態解明	68,421	漁業集落排水施設整備事業	8,690,000
環境対策等高度化施設整備事業費	475,859	漁港水域環境保全対策事業	155,000
磯焼け診断指針作成事業	13,018	A14 廃棄物・リサイクル対策	15,913,211
*近海漁船の合理化システムの開発	12,946	食品ロス統計調査	73,188
太陽エネルギーを活用した漁場環境改善 システム開発	38,104	経営構造対策事業	440,000
漁場環境保全対策のうち漁場油濁被害対策	156,287	資源リサイクル畜産環境整備事業	7,126,000
*油汚染漁業影響情報図等作成調査費	9,025	農地還元資源利活用事業	125,000
		自然循環機能増進総合対策事務費	32,047
		農業生産資材廃棄物処理適正化事業	70,868
		農業環境負荷低減処理技術等開発事業	424,488
		資源循環型畜産確立対策事業	3,817,006
		流通飼料対策事業	157,394
		容器包装廃棄物リサイクル促進事業	75,505
		容器包装廃棄物リサイクルシステム推進調査費	25,270
		地域食品関連リサイクル等普及推進事業	6,810
		食品循環資源再生利用等促進事業	13,694

食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査費	40,000	* 生物資源保護・利用推進対策事業	3,865
食品リサイクル施設先進モデル実証事業	1,625,000	* 農山漁村地域環境保全対策事業	7,807
食品産業環境対策総合推進事業のうち		農村振興対策事業推進費補助金のうち	
循環資源再生利用等促進法普及推進事業	58,385	都市農村交流対策事業	521,628
食品リサイクルシステム先進モデル等構築事業費		多面的機能維持増進調査費	125,000
のうち先進モデル地域・グループ構築事業	60,000	農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち	
食品リサイクル施設導入事業	60,000	生態系保全対策	72,000
容器包装リサイクル法普及定着推進事業費	75,375	人と野生生物が共生する農山村地域構築事業	16,500
食品容器包装リサイクル高度化技術の開発費	131,220	農村環境計画策定費補助	220,500
食品リサイクル技術開発事業	210,000	かんがい排水事業生態系保全措置検討調査	10,000
フードシステム連帯強化循環推進中央支援事業		草地畜産活性化環境整備事業	815,000
のうち外食産業廃棄物循環システム支援事業	20,229	グラウンドワーク推進支援事業	48,000
		中山間地域総合整備事業のうち生態系保全施設等	
食品リサイクルシステム先進モデル等構築事業のうち		整備事業	255,468
外食産業食品循環資源高度利用・啓発事業	40,000	海岸環境整備事業	586,000
食品リサイクルシステム先進モデル等構築事業のうち		土壌保全対策事務費（環境保全型有機質資源施用	
廃食用油リサイクル処理システム普及モデル事業		基準設定事務費）	2,404
	17,365	自然循環機能増進総合対策事業	3,962,871
原料野菜契約取引高度化モデル事業	106,400	持続農業方式取組等実態調査委託費	5,731
資源循環型食品産業モデル展開事業費	90,000	* 環境関連研究機器特別整備事業	3,058
* 21世紀を目指した農山漁村におけるエコシステム		特殊肥料表示問題検討会等事務費	3,398
創出に関する技術開発	495,000	21世紀型農業機械等緊急開発事業	1,214,531
水産加工エコシステム技術の開発	79,446	有機質肥料等適正利用推進事業	22,158
有機肥料等の低コスト生産基盤技術の開発	40,673	発生予察総合推進事業	153,930
木材供給体制高度化設備リース促進事業	14,483	農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業のうち	
木質系資源有効利用促進対策事業	15,855	農林水産航空技術合理化試験及び農業用無人	
木材産業体質強化対策事業のうち緊急環境保全事業		ヘリコプター実用化促進費	62,511
	81,310	植物防疫情報総合ネットワーク構築事業	71,353
建設発生木材有効利用促進対策事業	7,200	重要病害虫発生予察事業	129,872
* 木質資源循環利用技術開発事業	240,000	総合的病害虫管理推進事業のうち	
水産加工残滓高度リサイクル推進事業	18,000	総合的病害虫管理体系確立	163,725
A 15 化学物質対策	1,854,621	発生予察総合推進事業委託費	5,256
* 農業用施設等有害物質実態調査事業	33,000	* 特定希少植物の保存推進事業	5,178
* 農作物等有害物質総合調査委託事業	188,100	地域農業確立総合支援高度化事業のうち	
農薬慢性毒性試験事業	90,546	持続的農業技術の普及促進	150,000
農薬環境負荷低減技術調査委託事業	8,951	野生鳥獣による農林業被害軽減のための	
農薬安全使用等総合推進事業	89,918	農林生態系管理技術の開発	100,008
* 総合的病害虫管理推進事業のうち		環境保全型農業のための先進計測技術の開発	72,200
農薬内分泌かく乱影響判別技術確立	94,600	水と緑のやすらぎ生活空間創造技術の開発	77,574
畜産物等有害物質総合調査事業	43,450	農業関係特定研究開発促進事業のうち	
* 動物用医薬品等安全性評価基準開発費	16,656	環境保全型農業技術体系の確立	85,518
* 食品中の微量物質制御等安全性確保技術の		汎用水田の環境保全型栽培管理技術の開発と	
開発事業費	228,420	利用方式の策定	9,787
* 農林水産業における内分泌かく乱物質の動態解明と		森林の新たな利用推進対策	95,873
作用機構に関する総合研究	660,000	森林環境整備事業	22,491,000
生物系農薬の低コスト生産基盤技術の開発	33,891	森林の公益的機能の評価手法検討調査	8,075
* 有害物質漁業影響評価・対策調査	44,931	森林保全整備事業	77,566,000
* 内分泌かく乱物質等漁業影響調査	322,158	流域森林・林業活性化促進対策事業	123,140
		高分解能衛星画像データ活用システム開発事業	
A 16 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進			12,000
	343,905,536	森林 GIS 等整備推進	350,913
* 地球関係対応農業指針策定費	1,248	教育のもり整備事業	306,306

高齢化社会における森林空間の利用に関する調査		環境影響評価連絡調整推進費	2,157
	5,400	計画技術指針作成調査費のうち環境影響評価指針調査	35,000
森林整備促進事業	28,469	畜産環境対策調査等指導費	4,802
森林保全管理推進対策事業（民有林）	94,337	食品産業環境対策指導推進費	11,061
森林病虫害等防除事業	2,729,578	食品産業基本政策推進等委託	1,333
保安林整備管理事業	828,096	食品産業環境対策総合推進事業のうち食品産業環境対策支援事業	37,205
水源地域森林適正整備調査	8,675	国土緑化推進対策事業費	63,157
水源林造成事業	35,023,000	大規模林業圏開発林道事業のうち環境影響評価事業	127,500
* 内水面外来魚密放流防止体制推進事業	332	スギ花粉生産森林情報調査整備事業	70,000
漁獲物海中還元等実態調査費	6,819	水産食品品質高度化総合対策事業	122,696
* 内水面外来魚管理等対策費	14,387	（漁船再保険及び漁済保険特別会計）	
* 小型魚国際資源管理対策事業	13,504	養殖共済赤潮特約掛金補助	600,011
* 国際大型鯨類資源回復調査	39,715	合 計	514,901,754
* 海産哺乳類混獲等管理促進事業	7,573		
* 水産生物の遺伝的多様性と近親交配の解明並びに保存技術の確立	9,857		
* 希少水生生物保存対策推進事業費	14,603		
* サメ、海鳥の保全管理プログラム作成調査費	10,729		
		注1) A11～A17の各区分は以下のとおりである。	
* 国際資源調査等推進対策費	281,297	A11 地球環境の保全等	
* 海洋生物混獲防止対策調査事業費	57,559	A12 大気環境の保全	
野生水生生物共存対策事業費	30,800	A13 水及び土壌・地盤環境の保全	
水産資源保護対策事業	16,843	A14 廃棄物・リサイクル対策	
* 輸入魚介類疾病モニタリング事業	9,904	A15 化学物質対策	
診断材料備蓄配布事業	9,948	A16 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進	
新養殖技術開発事業	44,981	A17 環境施策の基盤となる施策等	
内水面資源適正管理手法開発事業	45,600	注2) *は、地球環境保全関係予算である。	
外来漁被害緊急対策事業	90,000	注3) 予算額は、当初予算額である。	
水産資源保護事業指導	26,082		
緑地・広場施設整備事業	1,024,000		
自然調和型漁港づくり推進事業	7,485,000		
漁港利用調整事業	850,000		
漁港環境整備事業	2,255,000		
海岸環境整備事業	3,352,000		
（国有林野事業特別会計）			
森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査	4,170		
治山事業のうち保安林整備	13,593,000		
治山事業のうち水源地域整備	20,817,000		
治山事業のうち環境保全保安林整備	9,881,000		
治山事業のうち直轄治山事業	8,577,776		
治山事業のうち山地治山	68,184,579		
治山事業のうち防災林造成	5,780,850		
治山事業のうち防災対策総合治山	16,706,000		
治山事業のうち国有林野内補助治山	1,000,000		
森林保全管理事業（国有林）	628,003		
国有林森林計画	3,307		
森林環境整備事業	4,095,237		
森林保全整備事業	29,758,222		
分収育林事業	338,042		
森林空間総合利用の推進	186,876		
A17 環境政策の基盤となる施策等	1,085,940		
環境保全対策連絡調整費	2,966		
公害対策連絡調整費	8,052		

第6節 栄 典 関 係

1 生存者叙勲

国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著であるとして勲章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成13年4月29日（107名）

勲一等瑞宝章

渡 邊 五 郎

勲三等瑞宝章

岸 本 良次郎 齋 廣 立 彦

佐々木 富 二 佐 藤 稔 夫

中 村 充 服 部 喜 昌

勲四等旭日小綬章

梅 谷 猷 二 佐々木 哲 也

鈴 木 脩 造

勲四等瑞宝章

畦 地 速 見 大 屋 昭 治

小 林 正 坂 本 雄次郎

竹 下 博 人 原 田 繁

古谷富雄 和田恭三 勲五等双光旭日章	湯本和司	安司春雄 齋藤幸次郎 設樂芳雄 土池三郎 藤田政治 三井勇	川西克己 坂本正男 菅原彦治 中野義晴 渡田清孝 本南
大塚富男 谷光一夫 古谷和夫 丸本正憲 勲五等瑞宝章	河盛泰三 所谷孝夫 前田耕作 村西博行	平成13年11月3日(106名)	
足立昌一 阿部長榮 五百城嗣 井上昭二 井上平兵衛 大谷實吉 尾山永三 川野格雄 君塚秀昭 小松吉雄 近藤俊勉 高瀬正雄 名村剛三 原原一繁 藤間昌幸 本宮虎太 宮本敬四 八山下郎 山本吉次 吉田次	阿部忠男 荒川吉雄 石崎賢 井上卓男 江原平治 大矢房夫 梶原千雪 北川弘勾 黒木利一 小峯洋一 嶋野石一 永野中保男 平井正春 星廣正次 光安一齊 棟廣三 山口純夫 山田武雄 吉野勇	勲二等瑞宝章 金田幸三 勲三等瑞宝章 尾島雄一 木村宏彦 西尾敏昭 速水昭彦 宮崎武幸 勲四等旭日小綬章 長瀬和雄 平田良三 山崎仁 勲四等瑞宝章 磯田保司 貝本輝雄 中山隆雄 勲五等双光旭日章 安藤貞光 谷本陽藏 樋口博二 山本郎	森實孝郎 神鳥昭昇 中山繁一 林井公雄 平湖元彦 輪湖元彦 野村靖樹 森地敏樹 小野典夫 木村貞弘 宮下國弘 高星進一 時任昌男 松尾義平
勲六等单光旭日章 阿部長治 岩本平美 鍵岡正郎 川中子逸雄 久保藤六 齊田泰彦 佐藤忠男 友元春雄 西野市明 平本正丸 藤宮金丸 松口金丸 山林ミツ 勲六等宝冠章 勲六等瑞宝章	岩本富夫 大川三夫 鎌谷廣治 木元功雄 近藤達雄 佐藤彰一 瀬戸司夫 中村益信 林見夫 深藤重功 馬上功	石川昭久 伊藤鉄一 岩谷壽夫 大谷信夫 岡谷圭三 加賀平三郎 木原竹弘 後藤宣明 杉岡二郎 竹崎敬一 田中金太郎 土田弘郎 豊嶋三雄 野濱重輝 日高滿	市川敏治 岩崎榮次 大竹祐二 岡田利道 海田實男 鹿島正之 金原平司 庄司太二 高宮正彦 竹田時夫 辻本肇 出岡光 中村博 馬場哲 樋口傳 細谷幸一 谷廣

安 永 ゆ り	渡 辺 尊 治
勲六等单光旭日章	
雨 海 源次郎	栗 野 敏
石 澤 正 雄	伊 藤 精 一
今 福 円 次	木 戸 克 己
幸 田 英 男	小 築 秀 雄
佐久間 嘉子光	佐 藤 正 義
島 田七郎兵衛	菅 原 仁 也
鈴 木 正	高 孫 一 覺
中 野 孝太郎	原 田 一 二
廣 津 良 和	藤 田 五 郎
穂 苅 敏 夫	前 野 盛 吉
増 田 茂 忠	松 本 省 三
宮 崎 克 美	山 崎 岩 雄
山 本 喜知男	渡 部
渡 辺 秀 夫	
勲六等瑞宝章	
井 上 重 德	江 田 敬 三
大 石 忠 弘	奥 村 隆 一
片 岡 新一郎	酒 井 義 市
柴 田 利 男	白 川 源 武
鈴木 富 男	田 村 友 明
廿 樂 信 美	中 村 一 男
福 岡 秀 夫	松 下
吉 武 貞 雄	

前 田 隆 夫	近 江 真 司
白 瀧 祐三郎	安 田 征 伍
榎 本 光 男	岡 本 善 夫
入 澤 宏	牧 野 俊
高 川 昭 壯	津 川 清 彦
新 延 正 葭	井 口 時 雅
右 山 壽 夫	西 前 義 弘
久 家 俊 雄	濱 田 崎 政 治
中 村 眞 澄	

イ 平成13年11月3日 (46名)

千 代 清	前 田 末 吉
本 間 家 大	水 上 洋 一
加 藤 德 郎	上 村 治 助
川 島 美 夫	越 井 光 男
井 上 勇 次	今 井 清 二
坂 田 市 郎	駒 崎 健 藏
西 尾 由紀夫	西 田 繁 男
花 島 榮 一	千 味 秀 正
反 田 喜 雄	野 倉 正 美
天 野 隆 誼	森 田 正 德
荒 木 茂 雄	上 地 宏 保
太 田 進 造	塩 谷 文 男
片 山 忠 二	湯 浅 敏 夫
岩 上 清 一	澤 井 幸 造
田 中 東 覺	寺 山 留 次
東 田 中 英 夫	南 村 富 子
三 浦 重 美	守 屋 泰 夫
立 川 佐十郎	市 川 精 一
熊 川 徹 也	中 島 敏 男
井 手 作次郎	村 川 清 人
佐 藤 三千代	森 永 太郎
清 山 奈良一	入 来 昭

(2) 藍 綬 褒 章

公衆の利益に興し、成績著名であるとして藍綬褒章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成13年4月29日 (5名)

宮 本 隆 司	青 木 昌 博
寺 西 孝 年	福 田 規 雄
吾 郷 地久夫	

イ 平成13年11月3日 (8名)

上 西 七 郎	清 水 昌 夫
宇留野 弘 義	曾 我 隆 一
齋 藤 純 一	中 西 信 雄
和 田 昇 三	小 野 正 行

2 褒章条例による表彰

(1) 黄 綬 褒 章

業務に精励し、衆民の模範であるとして黄綬褒章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成13年4月29日 (46名)

堀 澤 敏 明	四 家 栄 安
高 野 富 市	綿 引 定 夫
塩 沢 弘	中 村 裕
竹 淵 廣	平 田 凡 平
五十嵐 哲 雄	岡 田 益 吉
川 村 親 慶	後 関 司
伊 藤 則 行	稲 垣 辰 彌
常 盤 信 一	柳 下 重 幸
濱 野 孝 治	矢 郷 良 一
安 江 政 弘	石 田 九 市
小 澤 雄 太郎	田 村 敬 一
松 井 常 雄	石 川 富 雄
鈴木 信 吾	深 谷 定 一
野 上 敏 雄	寺 島 一

第7節 行政機構

1 総 論

政府は行政機構及び定員の増加を一層抑制するとともに、既存の行政機構及び定員についても中央省庁等改革の本旨に沿って時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図ることを重要な課題としている。

この基本方針は平成13年度予算編成においても反映された。すなわち、

- ① 各省庁の部局等及び特殊法人については、既存機構の合理的再編成によるもののほか、新設は厳に抑制する。
- ② 国の事務及び事業の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を行わないとされた事業のうち、政策の実施に係るものについては、独立行政法人の活用等を進める。
- ③ 国家公務員の定員管理については、新たな定員削減計画に基づき定員削減を強力に実施するとともに、増員の徹底した抑制により国家公務員数の縮減を図る。

平成13年度の国の行政機構については、以上のような基本方針に沿って、行政需要の著しいものについていわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式による機構の新設等が行われた。

2 機 構 等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

- ア 農産物検査法の一部を改正する法律（平成12年法律第54号）附則第15条による改正（平成13年4月1日施行）
- （ア）農林水産省の所掌事務において「農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定による農産物の検査の実施に関すること。」が「農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定による農産物の検査に関すること。」に改められた。
- （イ）食糧事務所の所掌事務における「農林産物の検査に関する事務」が廃止された。
- イ 水産基本法（平成13年法律第89号）附則第11条による改正（平成13年6月29日施行）
- （ア）水産庁に置かれていた「沿岸漁業等振興審議会」が廃止され、「水産政策審議会」が設置された。
- （イ）水産庁の所掌事務における「沿岸漁業等振興審議会」の名称が「水産政策審議会」に、「沿岸漁

業等振興法（昭和38年法律第165号）」が「水産基本法（平成13年法律第89号）」に改められた。

- ウ 漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）附則第8条による改正（平成13年10月1日施行）

水産庁に置かれていた「連合海区漁業調整委員会」が廃止され、「広域漁業調整委員会」が新設された。

- エ 林業基本法の一部を改正する法律（平成13年法律第107号）附則第7条による改正（平成13年7月11日施行）

「林業基本法」の名称が「森林・林業基本法」に改められた。

- オ 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成14年法律第3号）附則第3号による改正（平成14年3月27日施行）

農林水産省の所掌事務における「特殊土地地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の特殊土じょう地帯をいう。）の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の期限が、平成14年3月31日から平成19年3月31日に延長された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

- ア 独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第64条による改正（平成13年4月1日施行）
- （ア）本省に置かれる施設等機関において、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、農業研究センター、野菜・茶業試験場、果樹試験場、畜産試験場、草地試験場、家畜衛生試験場、農業試験場、農業生物資源研究所、蚕糸・昆虫農業技術研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所及び国際農林水産業研究センターが廃止された。
- （イ）林野庁に置かれる施設等機関において、林木育種センター及び森林総合研究所が廃止された。
- （ウ）水産庁に置かれる施設等機関が廃止された。
- イ 農産物検査手数料令及び農産物検査法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第466号）附則第4条による改正（平成13年4月1日施行）
- 生産局特産振興課の所掌事務における「工芸農産物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定による検査の実施に関することを除く。）。」が「工芸農産物、いも類及び蚕糸

の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定による検査に関することを除く。）。」に改められた。

ウ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成13年政令第113号による改正（平成13年4月1日施行）

(ア) 大臣官房企画評価課の所掌事務に「農林水産政策研究所の組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(イ) 大臣官房厚生課の所掌事務に「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。」が追加され、「職員に貸与する宿舎に関すること。」に「（農林水産省の所管する独立行政法人の職員を含む。）」が追加された。

(ウ) 総合食料局品質課の所掌事務に「独立行政法人農林水産消費技術センターの組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(エ) 生産局種苗課の所掌事務に「独立行政法人種苗管理センターの組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(オ) 生産局生産資材課の所掌事務に「独立行政法人肥飼料検査所の組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(カ) 生産局畜産部畜産技術課の所掌事務に「独立行政法人家畜改良センターの組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(キ) 本省に置かれる施設等機関である農業総合研究所の事務が「農業に関する経済上の諸問題の総合的な調査及び研究」から「農林水産省の所掌事務に関する政策に関する総合的な調査及び研究」に改めらるとともに、名称が「農林水産政策研究所」に改められた。

(ク) 関東農政局の位置が「大宮市」から「さいたま市」に改められた。（平成13年5月1日施行）

(ケ) 林野庁国有林野部及び同部職員・厚生課の所掌事務に「国家公務員共済組合法第三条第二項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。」が追加され、「林野庁の職員に貸与する宿舎に関すること。」に「（独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。）」が追加された。

(コ) 林野庁森林整備部研究普及課の所掌事務に「独立行政法人林木育種センターの行う業務に関すること。」が追加された。

(サ) 水産庁増殖推進部研究指導課の所掌事務に「独

立行政法人水産総合研究センターの組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(シ) 浦和食糧事務所の名称及び位置がそれぞれ「さいたま食糧事務所」、「さいたま市」に改められた。（平成13年5月1日施行）

エ 水産基本法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第229号）第4条による改正（平成13年6月29日施行）

「沿岸漁業等振興審議会」が「水産政策審議会」に改められた。

オ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成14年政令第66号による改正（平成14年3月27日施行）

(ア) 農村振興局の所掌事務の特例において、「特殊土地地帯（特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の特殊土じよう地帯をいう。）の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の期限が平成14年3月31日から平成19年3月31日に延長された。

(イ) 青森、盛岡、秋田、山形、福島各食糧事務所が仙台食糧事務所に、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、横浜、長野各食糧事務所が東京食糧事務所に、富山、金沢、福井各食糧事務所が新潟食糧事務所に、静岡、津各食糧事務所が名古屋食糧事務所に、大津、京都、神戸食糧事務所が大阪食糧事務所に、岡山、山口各食糧事務所が広島食糧事務所に、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、那覇各食糧事務所が福岡食糧事務所に統合再編された。（平成14年3月31日施行）

(ウ) 森林管理局の内部組織の特例において、東北森林管理局及び関東森林管理局の森林整備第1部及び森林整備第2部の存置期限が平成14年3月31日から平成16年3月31日に延長された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 独立行政法人農林水産消費技術センター等の設立に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成12年農林水産省令第59号）

第13条による改正（平成13年4月1日施行）

独立行政法人農林水産消費技術センター等の設立に伴い、以下の省令が廃止された。

(ア) 家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和25年農林水産省令第43号）

(イ) 水産大学校組織規則（昭和25年農林水産省令第93号）

(ウ) 農業者大学校組織規則（昭和45年農林水産省令第26号）

- (エ) 農林水産消費技術センター組織規則（平成13年農林水産省令第2号）
- (オ) 種苗管理センター組織規則（平成13年農林水産省令第3号）
- (カ) 家畜改良センター組織規則（平成13年農林水産省令第4号）
- (キ) 肥飼料検査所組織規則（平成13年農林水産省令第5号）
- (ク) 農薬検査所組織規則（平成13年農林水産省令第6号）
- (ケ) 農業研究センター組織規則（平成13年農林水産省令第7号）
- (コ) 野菜・茶業試験場組織規則（平成13年農林水産省令第8号）
- (サ) 果樹試験場組織規則（平成13年農林水産省令第9号）
- (シ) 畜産試験場組織規則（平成13年農林水産省令第10号）
- (ス) 草地試験場組織規則（平成13年農林水産省令第11号）
- (セ) 家畜衛生試験場組織規則（平成13年農林水産省令第12号）
- (ソ) 農業試験場組織規則（平成13年農林水産省令第13号）
- (タ) 農業生物資源研究所組織規則（平成13年農林水産省令第14号）
- (チ) 蚕糸・昆虫農業技術研究所組織規則（平成13年農林水産省令第15号）
- (ツ) 農業環境技術研究所組織規則（平成13年農林水産省令第16号）
- (テ) 農業工学研究所組織規則（平成13年農林水産省令第17号）
- (ト) 食品総合研究所組織規則（平成13年農林水産省令第18号）
- (ナ) 国際農林水産業研究センター組織規則（平成13年農林水産省令第19号）
- (ニ) 林木育種センター組織規則（平成13年農林水産省令第20号）
- (ヌ) 森林総合研究所組織規則（平成13年農林水産省令第21号）
- (ネ) さけ・ます資源管理センター組織規則（平成13年農林水産省令第22号）
- (ノ) 水産研究所組織規則（平成13年農林水産省令第23号）
- (ハ) 養殖研究所組織規則（平成13年農林水産省令第24号）

- (ヒ) 水産工学研究所組織規則（平成13年農林水産省令第25号）

イ 農林水産組織規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第83号）による改正（平成13年4月1日施行）

(ア) 内部部局関係

a 組織の改正等

総合食料局品質課に国際規格調整室が新設され、国際規格調整官が廃止された。

b 専門官の新設等

部 局 名	名 称	所掌事務
大 臣 官 房	政策研究 管理官	農林水産政策研究所の 行う調査及び研究に關する 基本的な計画について の企画、連絡調整及び指 導並びに農林水産政策研 究所の職員の人事管理に 關する重要事項について の調査、企画及び連絡調 整
	給与専門官	職員の給与に關する專 門の事項についての調査、 企画及び連絡調整に關する 事務
	協同組合検査 情報分析官	協同組合検査の実施に 必要な専門技術上の事項 についての情報の収集、 整理及び分析に關する事 務
総合食料局	会計専門官	総合食料局の所掌に關 する会計事務の指導及び 行政財産の管理（独立行 政法人農林水産消費技術 センターの職員に貸与す る宿舍に關するものに限 る。）
食生活改善 指導官	食生活改善 指導官	食生活の改善に關する 専門事項についての企画、 連絡調整及び指導に關する 事務
経 営 局	会計専門官	経営局の所掌に關する 会計事務の指導及び行政 財産の管理（独立行政法 人農業者大学校の職員に 貸与する宿舍に關するも のに限る。）

農村振興局 都市農村 都市と農村との地域間
交流推進官 交流、遊休農地の農業上
の利用の増進及び市民農
園の整備の促進に関し調
整を要する事項について
の企画及び連絡調整に関
する事務

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

- (a) 農業総合研究所が廃止され、農林水産政策研究
所が新設されたことに伴い所要の規定が整備され
た。
- (b) 横浜植物防疫所塩釜支所大船渡出張所、名古屋
植物防疫所豊橋出張所、同防疫所蒲郡出張所及び
神戸植物防疫所坂出支所今治出張所が廃止され、
名古屋植物防疫所清水支所御前崎出張所が豊橋出
張所及び蒲郡出張所に改められた。

(ウ) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

- (a) 総務部の所掌事務に「国家公務員共済組合法(昭
和33年法律第128号)第3条第1項の規定により
農林水産省に設けられた共済組合に関すること。」
が追加された。
- (b) 「津軽土地改良調査管理事務所」の名称が「北
奥羽土地改良調査管理事務所」に改められ、同事
務所十和田支所を廃止する等、各事務所及び事業
所の組織改廃に伴う所要に規定の整備が行われた。

b 専門官の新設等

関東農政局 畜産物流通 畜産物の流通の改善に
九州農政局 指導官 関する専門の事項につい
ての調査、連絡調整及び
指導に関する事務

(エ) 食糧庁関係

a 食糧事務所

仙台食糧事務所及び秋田食糧事務所の検査技術指
導官が廃止された。

- b 厚生課の所掌事務に「国家公務員共済組合法第3
条第1項の規定により農林水産省に設けられた共済
組合に関すること。」が追加された。

(オ) 林野庁関係

職員・厚生課福利厚生室の所掌事務に「国家公務
員共済組合法第3条第2項第5号の規定により農林
水産省に設けられた共済組合に関すること。」が追
加された。

(カ) 水産庁関係

漁港漁場 海外水産 漁港及び沿岸漁場の整

整備部 土木専門官 備に関する国際協力に関
する専門技術上の事項に
ついての企画及び連絡調
整に関する事務

ウ 農林水産組織規則の一部を改正する省令(平13年
農林水産省令第112号)による改正(平成13年8月
1日施行)

(ア) 地方支分部局関係

- a 中部森林管理局の需要開発センターが廃止された
ことに伴う所掌事務の改正等、所要の規定の整備が
行われた。
- b 森林管理署の次長のうち、胆振東部森林管理署等
の97の次長が廃止された。
- c 森林管理署の管理官のうち、留萌北部森林管理署
等の75の管理官が廃止された。
- d 日高北部森林管理署の業務第1課及び業務第二課
を業務課にする等、森林管理署の全215課の業務課、
業務第1課、業務第2課、業務第3課、業務第4課、
業務第5課及び業務第6課が全165課の業務課、業
務第1課、業務第2課、業務第3課及び業務第4課
に再編されたことに伴い、再編された森林管理署の
各課の所掌事務において所要の改正が行われた。
- e 米代東部森林管理署上小阿仁支署の業務課が業務
第1課及び業務第2課に再編されたことに伴い、同
支署の所掌事務において所要の改正が行われた。
- エ 農林水産組織規則の一部を改正する省令(平成13
年農林水産省令第129号)による改正(平成13年10
月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 専門官の新設等

総合食料局 食品産業 食品産業に関する専門
専門官 の事項(金融上の措置並
びに技術の改良及び発達
に関するものを除く。)
についての調査、企画及
び連絡調整に関する事務

農村振興局 事業効果 土地改良事業の効果に
分析専門官 関する専門の事項につ
いての情報の収集、分析及
び評価、連絡調整並びに
指導に関する事務

(イ) 地方農政局

a 組織の改正等

近畿土地改良調査管理事務所において、大和紀伊平
野農業水利事業建設所が新設され、工事課が置かれ
た。

b 専門官の新設等

東北農政局	情報管理	地方農政局の所掌事務
関東農政局	専門官	務に係る行政文書に記録
中国四国農政局		された情報の管理に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務

(ウ) 林野庁関係

森林整備部	事業効果 分析専門 官	森林資源に関する全国計画に関する事務のうち造林、林道事業、治山事業及び林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の効果に関する専門の事項についての情報の収集、分析及び評価、連絡調整並びに指導に関する事務
	治山対策 官	山課の所掌事務に係る地震、火山現象等による大規模な山地災害の防止及び復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務

(エ) 水産庁関連

a 専門官の新設等

漁港漁場 整備部	都市漁村 交流専門 官	都市と漁村との地域間交流に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務
-------------	-------------------	---

b 地方支分部局

連合海区漁業調整委員会が廃止され、広域漁業調整委員会が新設されたことに伴い所要の規定が整備された。

(c) 専門官の新設等

瀬戸内海漁業 調整事務所	資源管理 計画官	水産資源の回復についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。
九州漁業 調整事務所		

オ 農林水産組織規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第145号）による改正（平成13年12月21日施行）

天竜森林管理署の位置が「浜松市」から「浜北市」に改められた。

カ 農林水産組織規則の一部を改正する省令（平成14

年農林水産省令第24号）による改正（平成14年3月31日施行）

農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成14年政令第66号）による改正（平成14年3月27日施行）により食糧事務所が統合されたことに伴い、その内部組織を再編成するとともに所要の規定の整備が行われた。

キ 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第79号）による改正（平成13年4月1日施行）

(ア) 組織の改正等

- a 総務課に施設室が新設された。
- b 企画調査課が技術政策課に改められ、技術情報室が新設された。
- c 連絡調整課が技術安全課に改められ、環境研究推進室が廃止された。
- d 地域研究振興課が地域研究課に改められた。
- e 整備課が廃止された。

(イ) 専門官の新設等

a 新設

名 称	所掌事務
首席研究 開発企画官	技術会議の所掌事務に関する特定の重要事項の企画及び立案に関する事務に参画し、関係事務を総括
研究開発 企画官	技術会議の所掌事務に関する特定の重要事項の企画及び立案に関する事務に参画
成果移転 促進専門官	農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究の成果の民間事業者への移転の促進に関する専門的な事項についての企画及び連絡調整に関する事務
国際基準 専門官	生物体又はその機能の効率的利用に関する先端技術であって農林水産業等に関する試験及び研究に係るものの安全性の確保に関する国際的な基準の設定に関する専門的な事項についての企画及び連絡調整に関する事務

b 廃止

首席研究管理官、研究管理官、研究開発官、研究情報専門官、先端研究専門官、安全基準専門官

表5 農林水産省関係独立行政法人
(農林水産省所管のもの)

法人名	旧組織名
独立行政法人農林水産消費技術センター	小樽農林水産消費技術センター
	仙台農林水産消費技術センター
	東京農林水産消費技術センター
	横浜農林水産消費技術センター
	名古屋農林水産消費技術センター
	神戸農林水産消費技術センター
	岡山農林水産消費技術センター
	門司農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター	種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター	家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所	東京肥飼料検査所
	札幌肥飼料検査所
	仙台肥飼料検査所
	名古屋肥飼料検査所
	大阪肥飼料検査所
	福岡肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所	農薬検査所
独立行政法人農業者大学校	農業者大学校
独立行政法人林木育種センター	林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校	水産大学校
独立行政法人農業技術研究機構	農業研究センター
	野菜・茶業試験場
	果樹試験場
	畜産試験場
	草地試験場
	家畜衛生試験場
	北海道農業試験場
	東北農業試験場
	北陸農業試験場
	中国農業試験場
	四国農業試験場
	九州農業試験場
独立行政法人農業生物資源研究所	農業生物資源研究所
	蚕糸・昆虫農業技術研究所
独立行政法人農業環境技術研究所	農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所	農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所	食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター	国際農林水産業研究センター

独立行政法人森林総合研究所	森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター	北海道区水産研究所
	東北区水産研究所
	中央水産研究所
	日本海区水産研究所
	遠洋水産研究所
	瀬戸内海区水産研究所
	西海区水産研究所
	養殖研究所
	水産工学研究所

(国土交通省と共管のもの)

法人名	旧組織名
独立行政法人北海道開発土木研究所	国土交通省北海道開発局開発土木研究所

3 独立行政法人

中央省庁等の改革の一環として、農林水産省に置かれていた施設等機関のうち、26事務事業49機関が17の独立行政法人に移行した。他に国土交通省と共管の北海道開発土木研究所がある。(平成13年4月1日設置)

4 定 員

(1) 定員の増員状況

新たな定員削減計画の第1次分が実施された。一方、定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状況の下にあるにもかかわらず、農林水産省においては81人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

また、独立行政法人への移行に伴い、7,929人の減員が行われた。

定員の増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	21,795人	15,742人	△6,053人
食 糧 庁	10,002人	9,688人	△ 314人
林 野 庁	1,394人	538人	△ 856人
水 産 庁	2,088人	951人	△1,137人
計	35,279人	26,919人	△8,360人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	6,654人	6,121人	△ 533人
計	6,654人	6,121人	△ 533人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため平成13年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成13年政令第109号）
- イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第84号）

- b 法令等の遵守状況、リスク管理の状況
- c 業務執行体制の整備、内部けん制機能の強化
- d ディスクロージャーの推進
- e 毒物、劇物等保管・管理の徹底
- f 子会社の業務内容等経営の適切性
- g 不祥事件等の発生防止、発生後の対応及び再発防止対策の徹底 等

第8節 協同組合検査

1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託に応え、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成13年度の検査方針

農林水産省においては、平成13年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年1回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～3年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査の実施に当たっての留意点

- (ア) 部分検査、事後確認検査等の活用、都道府県知事から要請があった場合の要請検査の実施、都道府県との連携検査の積極的な推進等
- (イ) 中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期に対する配慮
- (ウ) 公認会計士等専門家の導入と金融庁との連携強化

ウ 検査重点項目

- (ア) 信用事業
 - a 法令等遵守態勢及び信用リスク等管理態勢の適切性等
 - b 子会社等との連結状況の適切性
- (イ) 共済事業
 - a 法令等遵守態勢、共済推進管理態勢及び共済引受リスク等管理態勢の適切性等
 - b 子会社の資産運用等業務内容の適切性
- (ウ) 各事業共通
 - a 組織統合、事業譲渡等に対する取組

3 検査体制の強化等

検査方針に即して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査官の人員（13年度末）

本省	66人（12年度末57人）
地方農政局	55人（12年度末52人）
（沖縄総合事務局2人を含む。）	

イ 研修実績

	期 間	人 数
・協同組合検査職員（基礎）研修	2週間	159名
・協同組合検査職員（実務）研修	2週間	103名
・協同組合検査職員（中堅）研修	2週間	73名
・協同組合検査職員（高等）研修	1週間	67名
・協同組合金融・証券業務検査技術研修	1週間	88名

4 検査の実績等

13年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表6のとおりである。

ア 内部けん制体制の強化

- イ 適切な自己査定の実施、貸出審査業務・有価証券運用の適正化、債権の保全・管理・回収
- ウ 合併等組織整備への対応強化
- エ 財務基盤の強化、部門収支の改善
- オ ディスクロージャーの推進
- カ 毒物、劇物等の保管・管理の徹底

表6 協同組合検査実績

	対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人日数
農業協同組合連合会等	217	89	41.0	1,059	5,944
森林組合連合会	47	17	36.2	125	382
水産業協同組合連合会等	102	41	40.2	379	1,213
農業信用基金協会	47	23	48.9	141	434
漁業信用基金協会	44	4	9.1	19	57
合 計	457	174	38.1	1,723	8,030

第9節 行政情報化の推進

1 行政情報化の推進

農林水産省においては、農林水産省行政情報化推進基本計画（平成10年5月7日行政情報化推進委員会改定）及びe-Japan重点計画（平成13年3月29日IT戦略本部決定）等に基づき、行政の情報化を強力に推進しているところである。

平成13年度においては、「平成13年度に取り組む事項」を定め、行政事務の簡素・効率化及び行政運営の高度化、社会の情報化の進展に対応した行政サービスの質的向上等を推進した。具体的な取り組み事例は以下のとおりである。

(1) 行政事務の情報化

「農林水産省行政事務ペーパーレス化（電子化）実施計画」（平成12年4月18日行政情報化推進委員会決定）に基づき、LANシステムによる電子メール、文書型データベースを活用した事務の簡素・効率化及び情報の共有化を図り、ペーパーレス化を推進した。

また、情報公開法の施行に伴い、行政文書ファイル管理システムの改善を行った。

(2) 行政サービスの情報化

「農林水産省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」（平成13年8月6日行政情報化推進委員会決定）を定め、農林水産省ホームページの充実を図るとともに、「農林水産省メールマガジン」の配信開始、「農林水産総合ガイドシステム」の構築等、インターネットによる情報提供を推進した。さらに、「インターネット意見聴取システム」を構築して国民からの意見・要望等を弾力的に収集可能とした。なお、農林水産省ホームページへのアクセス件数は、1日当

たり約7,000件で、前年に比べ400件ほど増加している。

また、インターネットを活用した行政手続きを行うための農林水産省電子申請システムのうち、「農林水産省認証局」及び「総合的な受付・通知システム」を構築した。

(3) その他

情報システムのセキュリティ対策を強化するため、LANシステムや全てのパソコンに最新のウイルス対策ソフトを導入するとともに、地方出先機関を対象にした情報システム緊急連絡網を整備した。また、LANシステム・ネットワークについて第三者機関によるセキュリティ監査を実施し、対策を講じた。

第2章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

農林水産統計情報については、農林水産業の実態や構造の変化、農林水産行政の展開方向等に即し、かつ、国民のニーズにこたえた統計情報の作成・提供を行っているところである。

現在、農林水産業政策については、「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月）、「食料・農業・農村基本計画実施プログラム」（同年8月）、「森林・林業基本計画」（平成13年10月）及び「水産基本計画」（平成14年3月）といった抜本的な改革が進められており、また、セーフガードへの対応等といった新たな課題も生じている。

このような状況に対応して、農林水産統計情報がその役割を的確に果たしていくためには、政策ニーズの変化、農林水産業の実態や構造の変化等に即して統計情報の内容を見直すとともに、より一層的確かつ迅速に統計情報を収集・分析・提供を行うことが重要である。

このような観点から農林水産統計情報の抜本的見直しを行うこととし、このため、①的確かつ効率的な食糧の需給調整に資する対応、②経営を単位とした農業経営所得安定対策への対応、③食料・農業・農村基本計画に基づく新たな政策展開に対応し、食品循環資源の再生利用実態調査及び食品ロス調査の実施、④水産基本計画に即した海面漁業生産統計調査の見直し、⑤セーフガードに係る情報収集モニタリング体制の構築に対応して、データの的確な提供が可能となるよう各種統計の整備・組替等、積極的な対応を行った。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成14年3月に「第2回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、平成14年産水稻10a当たり平年収量についての諮問を行い、次に当部会に先立ち開催された「農作物平年収量小委員会」の報告と審議及び答申を行った。その後、「農林水産統計情報の現状と課題」について審議された。

部会等の構成及び審議する事項は以下のとおり。

食料・農業・農村政策審議会	
統計部会	
体系整備小委員会	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の体系整備に関する事項を調査審議すること。
農作物平年収量小委員会	水稻の10a当たり平年収量及びこれに関する事項について調査審議すること。

4 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成12年の各生産指数を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業生産指数」として刊行した。

5 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。このうち、指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。また、農林水産統計速報等は、公表日同日中に農林水産省ホームページに掲載し、提供を行ってきた。

さらに、農林水産統計情報を利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表目録」及び「農林水産統計速

報・農林水産統計情報公表予定」を刊行するとともに、統計情報部ホームページを平成12年1月に開設し、農林水産統計情報の提供を行っている。

6 農林水産情報センター

全国の統計情報組織に設置された「農林水産情報センター」では、生産者、消費者をはじめ国民各層の情報ニーズ、各種の照会等にきめ細かく対応し、地域の農林水産情報の受発信拠点として活動している。

(1) 主なサービス内容

- ア 生産者、消費者をはじめ国民各層への農林水産情報の積極的な提供
- イ 生産者、消費者をはじめ国民各層からの照会への対応
- ウ 農林水産施策の紹介等

(2) 設置場所

各地方農政局統計情報部、管内統計情報事務所、同出張所の全国331か所に設置。

(3) 運営状況

13年度は、月平均4,700件の照会に対応するとともに、各種情報誌等の発行、ホームページ等を通じて広く国民各層に対しきめ細かい情報サービスの提供、地方農政局が推進している出前講座等食農教育への参画、農林水産施策の紹介等を行った。

第2節 情報システムの管理・運営

1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に移働を開始し、これまでの間、情報処理、通信技術の進展と利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新や各種依頼の電子化等の整備を図ってきた。また、共同利用電子計算機の管理運営は、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

平成13年度は、磁気テープの処理を簡易に実行できる仕組みを導入するとともに、オンライン処理利用マニュアルを作成し、利用者に配布する等システムの利便性の向上を図った。

2 農林水産統計情報処理システム整備事業

農林水産統計情報処理システム整備事業は、情報通信技術を有効に活用し、統計情報の作成から提供に至

る工程のシステム化による業務の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報ニーズの多様化に応じて加工分析等情報利用の高度化に資することを目的として、昭和62年度から推進している。

平成13年度は、機器の更新、OCR装置（光学文字読み取り装置）の導入及びLAN回線との通信回線の一元化を行うとともに、統計調査の見直しへの対応及び処理効率の向上を図るためプログラムの再開発及びメンテナンスを行った。

3 農林水産省統計情報データベースシステム

本システムは、農林水産行政の企画・立案、事務の効率化に資することを目的とし、農林水産統計を始め他府省の関連統計、FAO、OECD等の国際統計を収録している。

平成13年度は、平成12年度から引き続き2000年世界農（林）業センサス、貿易統計等を収録するとともに、第75次農林水産省統計表を収録するなど、蓄積データの拡充による内容の充実を図った。

また、利用者の拡大、利活用を促進するため講習会を開催した。

4 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生産、流通及び消費が円滑かつ合理的に行われる素地を作り、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供している。

イ 産地情報

青果物及び畜産物の主要産地の生産、出荷動向等を提供している。

ウ 加工情報

青果物及び畜産物市況のデータを、青果物は品目別、市場別、産地別等に、畜産物（豚枝肉及び鶏卵）は市場ごと規格別に旬単位で取りまとめ提供している。

エ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に

取扱数量、卸売価額等を提供している。

オ 流通消費情報

青果物卸売市場における市場取引概況情報、輸入青果物取引情報等の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報、青果物の翌旬の予想入荷量及び卸売価格の見通し、畜産物の翌月の予想取引数量及び卸売価格の見通しを提供している。

(3) 情報の収集と伝達方法

青果物市況情報については、情報収集の対象となる卸売市場の卸売会社に専用端末機を設置し、直接データを収集しコンピュータにより編集、公表を行っている。そのほかの情報については、統計情報組織の出張所及び市場調査室の職員が情報収集し、コンピュータにより迅速に処理、編集し公表している。

公表した情報は、省内行政部局等行政機関の利用に資するとともに、民間中央機関（㈱全国生鮮食料品流通情報センター）を通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

(4) システムの概要

システムのご概念は図のとおりで、国と民間中央機関

の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線、本省と青果物卸売会社との間を回線交換網で結び、情報の迅速な収集・配信を行っている。

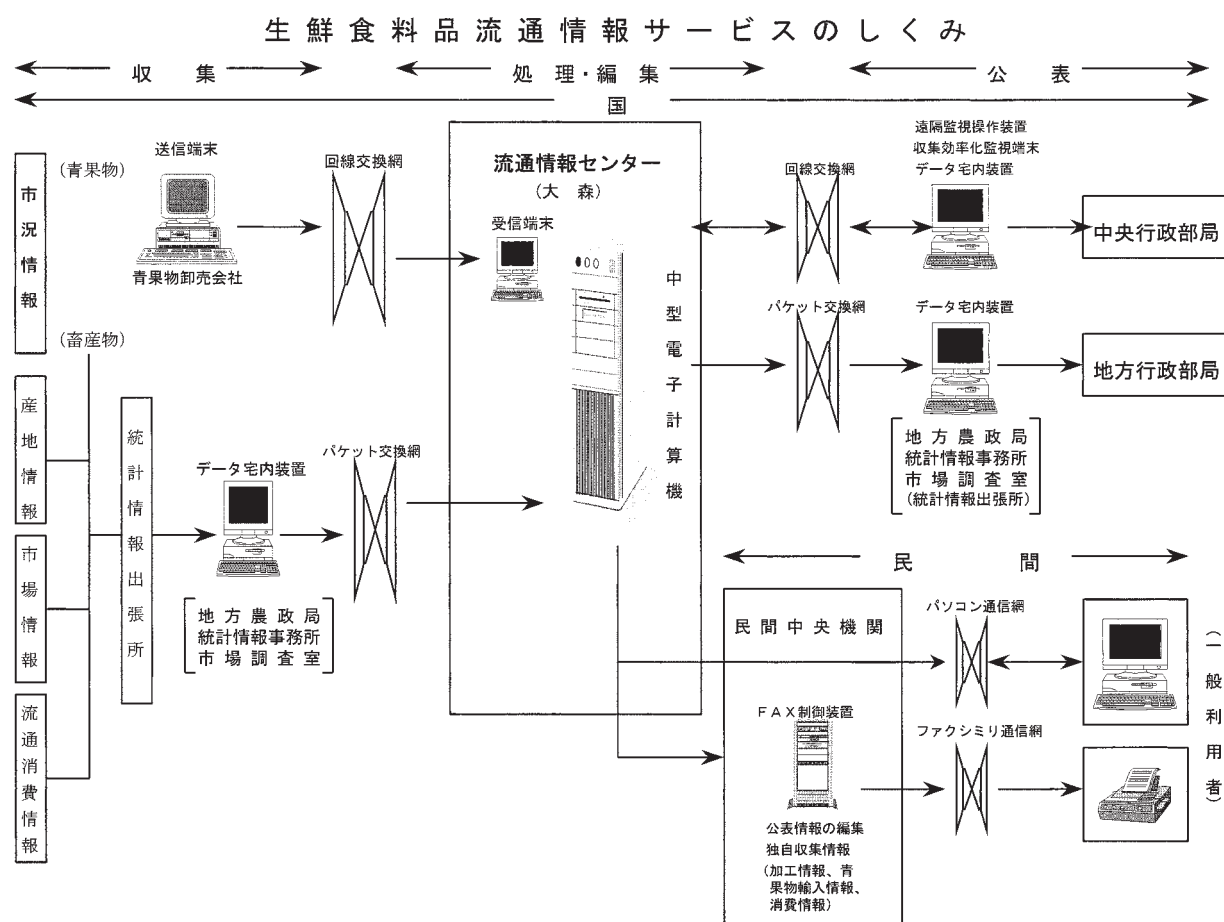
一方、民間中央機関は、国で公表したデータの加工編集を行い、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリ通信網又はパソコン通信網を利用し情報の提供を行っている。

第3節 農林水産省図書館及び統計編さん

1 農林水産省図書館

(1) 収 書

平成13年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は、3,584冊（国内図書3,313冊、外国図書271冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、288,505冊（国内245,404冊、外国43,101冊）



となった。雑誌・新聞等の受入れは997種（国内906種、外国91種）であった。また、ビデオ・CD等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ 326タイトル、CD-ROM 73タイトルで、今年度末における所蔵数は、ビデオテープ 1,633タイトル、CD-ROM 260タイトルとなった。

(2) 納本及び配布

農林水産省及び農林水産関係の独立行政法人の刊行物の国立国会図書館への納本は、5,140冊であった。農林水産省及び他省庁刊行物等の受入配布は、36,239冊、農林水産省刊行物の海外への配布は、国際機関15機関及び69か国180機関へ1,052冊であった。

(3) 利 用

平成13年度の利用者数（閲覧及び貸出）は46,077人、利用冊数は97,077冊であった。国立国会図書館並びに各省庁図書館との相互貸借が614冊（貸出336冊、借受278冊）であった。

(4) 刊 行

図書資料の利用の便に資するため「農林水産図書資料月報」（第52巻第4号－第53巻第3号）の編集協力を行った。

(5) 図書館システム

図書資料に関する閲覧及び情報提供等の利用者サービスを迅速かつ的確に行うため「図書資料管理・提供システム」により、図書資料等の貸出・返却手続及び目録検索等を行っている。また、LANに接続されたパソコンからの目録検索も利用できるようになっている。

平成12年度補正予算で「農林水産省図書館情報公開システム」（通称、「電子図書館」）の基盤を構築し、平成13年4月より蔵書等の目録情報及び農林水産省が編集・発行した行政図書の内容を電子化し、インターネットで公開・提供している。平成13年度は、行政図書483冊を追加した。

(6) 電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料については、電子・映像情報室において一般利用者等にも広く視聴の場を提供している。

2 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第76次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査

結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、英文併記により編集したものである。平成13年度は、その内容及び英文表記を全面的に刷新した。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成13年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさのB6判で編集したものである。平成13年版は、編集内容を全面的に刷新した。

また、統計情報部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻577号－588号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

第4節 構造統計調査

1 世界農林業センサス

平成13年度は、平成12年2月1日（沖縄県は平成11年12月1日）現在で実施した世界農林業センサスについて、各種調査結果の詳細な報告書を作成し、すべての報告書に磁気データを収録したCD-ROMを添付するとともに、「農業構造動態統計」等の各種抽出集計及び農林業構造に関する総合分析等を行った。

(1) 農業事業体調査

「農家調査報告書」、「農家以外の農業事業体調査報告書」を作成するとともに、農家調査結果を基に抽出集計を行い、「経営部門別農家統計報告書」、「農家種類別統計報告書」及び「農業構造動態統計報告書」の作成を行った。

また、パソコンを利用して効率的にデータ検索を行えるよう、農家調査の一覧表等の磁気媒体化を行った。

(2) 農業サービス事業体調査

「農業サービス事業体調査報告書」を作成した。

(3) 農業集落調査

「農業集落調査報告書」及び「農業集落類型別報告書」を作成した。

(4) 林業事業体調査及び林業サービス事業体等調査
「林業事業体、林業サービス事業体等調査報告書」を作成した。

(5) 林業地域調査

「林業地域調査報告書」を作成した。

(6) 農業集落カード

農業事業体調査及び農業集落調査結果を集落別に収録した「農業集落カード」を作成した。

また、パソコンを利用して効率的にデータ検索を行えるよう、農業集落カードの磁気媒体化を行った。

(7) センサス結果の総合分析

「農業総合統計報告書」及び「林業総合統計報告書」の作成を行うとともに、農業及び林業の動向分析等、農林業構造に関する総合分析を行った。

2 漁業センサス

平成15年11月1日現在で「第11次漁業センサス」の実施を予定しており、平成13年度は、その準備として、「漁業センサス等研究会」を開催した。

この研究会において、

- (1) 新たな水産行政の展開方向・ニーズを踏まえた統計調査の課題に関する事項
- (2) 水産統計調査の体系化に関する事項
- (3) 第11次漁業センサスの実施計画に関する事項について検討を行った。

日 程

第1回	平成14年1月21日
第2回	同 2月1日
第3回	同 2月22日
第4回	同 3月15日
第5回	同 3月28日

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査（農家調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農林業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

販売農家を抽出単位とし、2000年世界農林業センサスの農業経営組織区分及び県内農業地域に基づく部分母集団から系統抽出した農家を調査対象とした。

調査は、平成14年1月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について標本農家の自計申告により行い、調査票の配付及び

回収は調査員が行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行する。

(2) 基本構造動態調査（農業法人等調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農林業センサスの中間年次に、農業法人等の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

販売を目的とする農家以外の農業事業体及び水稲作に係る農業サービス事業体を抽出単位とし、うち農家以外の農業事業体については農業経営組織区分及び農業地域別から、農業サービス事業体については農業地域別の部分母集団から系統抽出した事業体を調査対象とした。

調査は、平成14年1月1日現在及び調査日前1年間における農業経営の状態等について、郵送調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行する。

(3) 地域就業等構造調査

ア 調査の目的

この調査は、地域農業の多様な担い手の動向や意向を明らかにすることにより、地域における効率的な農業生産の確保に資することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

平成13年度は認定農業者について取り組むこととし、2000年世界農林業センサスの結果に基づき、認定農業者のいる農家を母集団として農業経営組織別に階層分けを行い系統抽出した農家を調査対象とした。

調査は、平成13年11月1日現在の認定農業者の営農実態及び今後の意向等について標本農家の自計申告により行い、調査票を郵送し、回収は職員が行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（地域就業等構造調査）報告書」として刊行する。

4 農林水産業新規就業者等調査

(1) 新規就業者調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業への新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

過去 1 年間(平成12年 6 月～平成13年 5 月までの間)の農林漁業への新規就業者について、市区町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関を対象に平成13年 6 月に職員による情報収集を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産情報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

(2) 就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業への新規就業者の意向等を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

新規就業者調査で把握した過去 3 年間（平成10年 6 月～平成13年 5 月までの間）の林業への新規就業者を調査対象母集団として、これを就業前の状態別等に階層分けを行い抽出した者を対象に、平成13年10月 1 日現在で郵送調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

5 漁業動態調査

漁業動態調査は、5 年ごとに実施している漁業センサスの中間年次における漁業の生産構造及び就業構造の変化を明らかにし、水産行政等の基礎資料とする。

調査は、漁業経営体調査及び漁業就業動向等調査に区分される。

なお、漁業経営体調査については、平成14年 1 月から海面漁業生産統計調査に統合されたことにより、平成13年(平成14年 1 月 1 日現在)調査をもって廃止した。

(1) 漁業経営体調査

ア 調査対象と調査方法

海面及び農林水産大臣が指定する湖沼において漁業を営む経営体を対象として、調査員による面接聞取りの方法により調査を行った。

調査項目は、漁業経営体名、経営組織、使用漁船、漁業種類、出漁日数等である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」とし

て公表するとともに、詳細を「漁業動態統計年報」として刊行する。

(2) 漁業就業動向等調査

ア 調査対象と調査方法

第10次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から、標本調査区を抽出し、標本調査区内に所在するすべての漁業世帯を対象として、調査員による面接聞取りの方法により調査を行った。

調査項目は、世帯員の氏名、年齢、性別及び就業状況等である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業動態統計年報」として刊行する。

6 漁業・養殖業生産統計調査

漁業・養殖業生産統計調査は、海面及び内水面における漁業・養殖業の生産の実態を量的に把握して、水産行政の基礎資料とする。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査に区分される。

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての経営体及び水揚機関を対象として、経営体又は水揚機関からの申告、水揚げ記録の利用、調査員又は職員による面接聞取り等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別漁労体数、航海数及び出漁日数並びに漁業種類別魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行した。

(2) 海面養殖業収獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、水揚げ記録の利用、調査員又は職員による面接聞取り等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖業経営体数、施設数、施設面積、魚種別収獲量、種苗販売量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

(3) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面漁業を営む漁業者（漁業権の設定されている

水域における遊漁者を含む。)を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

(4) 内水面養殖業収獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、魚種別収獲量、種苗販売量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

7 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、操業状況、世帯員の状況等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁業者の生活向上等の水産行政の基礎資料を作成することを目的とする。

調査は、漁家経済調査、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査に区分される。

(1) 漁家経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業漁家（使用漁船の合計トン数が10トン未満のもの又は主として小型定置網漁業を営むもの）又は海面養殖業漁家から、一定の基準により標本を抽出し、日記帳への記帳及び職員による面接聞き取りにより調査を行った。

調査項目は、世帯の概況、操業、収支、財産の状況等である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業経済調査報告（漁家の部）」として刊行する。

(2) 中小漁業経営体経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業経営体（使用漁船の合計トン数が10トン以上のもの又は大型定置網漁業を営むもの）から、一定の割合により標本を抽出し、所定の帳簿からの取りまとめ、調査客体の記帳及び職員による面接聞き取りにより調査を行った。

調査項目は、操業、財産、損益等の状況である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業経済調査報告（企

業体の部）」として刊行する。

(3) 大規模漁業会社経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査を行った。

イ 調査結果の公表

調査結果は、「漁業経済調査報告（企業体の部）」において公表する。

8 漁業生産所得

海面における漁業・養殖業の生産に関する実態を金額で把握し、漁業の生産性の測定、漁業生産所得算出及び国民経済計算のための基礎資料を提供することを目的として、漁業・養殖業生産統計調査結果等を利用して、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得を推計した。

(1) 推計方法

漁業生産額は、海面及び内水面における生産量に、産地卸売価格等を乗じて推計した。

漁業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に、漁業経済調査結果から求めた生産所得率を乗じて推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」に掲載した。

9 地域・環境に関する統計情報

(1) 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター等（生産者・流通加工業者モニター、消費情報提供協力者）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるとともに、情報交流を促進することにより、農林水産業の振興及び農山漁村地域の活性化に資するものである。

(2) 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査

農林水産行政ニーズに即した食料、農林水産業、農山漁村に係る特定事象（テーマ）に対する関係者の意識・意向等を迅速に把握し、行政施策展開上の基礎資料に資するものである。

毎年度、特定テーマを設け調査を実施し、結果を取りまとめ公表している。

(3) 農林漁業現地情報

農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的として、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する

情報を収集するものである。

収集した情報は、毎月公表している。

(4) 農業農村地域資源・環境総合調査

ア 持続的生産環境に関する実態調査

(ア) 家畜飼養者によるたい肥化利用への取組状況調査

a 調査の目的

全国の家畜飼養者によるたい肥化への取組状況の実態を把握し、畜産環境政策及び環境保全型農業の推進に資するものである。

b 調査対象と調査方法

乳用牛、肉用牛、豚及び採卵鶏の飼養者を対象として、郵送留置の方法により実施した。

c 調査結果の公表等

調査結果は、その概要及び詳細を「家畜飼養者によるたい肥化利用への取組状況調査報告書」として刊行した。

(イ) 環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査

a 調査の目的

環境保全型農業に取り組む農家を対象に、その生産・出荷状況を把握し、持続的な農業生産の推進に資するものである。

b 調査対象と調査方法

2000年世界農林業センサスにおいて環境保全型農業に取り組んだ農家及び有機JAS生産行程管理者の認定を受けている者を対象として、郵送留置の方法により実施した。

c 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を第1報として公表するとともに、詳細を「環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査報告書」として刊行する。

イ 地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査

(ア) 生物生息地の保全管理への取組状況調査

a 調査の目的

全国各地の生物生息地（ビオトープ）の保全管理に関する取組の実態を把握することにより農林水産分野における環境政策の推進に資するものである。

b 調査対象と調査方法

全市区町村を対象にアンケート調査を郵送留置の方法により実施するとともに、市区町村等に対して情報収集を行った。

c 調査結果の公表等

調査結果は、その概要及び事例集を「生物生息地の保全管理への取組状況調査結果」として刊行した。

(イ) 伝統食を含む食文化の継承及び地域産物の活用

への取組状況調査

a 調査の目的

地域ごとに特色のある伝統的な食物を含む食文化の継承及び地域産物の活用への取組の状況を調査することにより、食料自給率の向上、健康な食生活の実現に向けた食生活指針の普及・定着に資するものである。

b 調査対象と調査方法

全市区町村を対象として農政担当者に調査票を配付し、郵送で回収した。

c 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を第1報として公表するとともに、事例集を「農林水産統計報告」として刊行する。

(5) 農道・林道整備状況調査

ア 調査の目的

農山村地域の農業及び林業の生産性向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の推進に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、市区町村を対象に、郵送調査により実施した。

ウ 調査結果の公表等

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表した。

第5節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の基礎資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の基礎資料とする。

イ 調査対象農家

販売農家（経営耕地面積30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」とし

て毎調査月の翌々月に公表している。年の調査結果は、前年の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行した。

(2) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別経営体及びこれに準ずる層の農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得等を把握することにより、農業経営の実態を把握し、農業行政の基礎資料とする。

なお、野菜・果樹部門については、品目により、経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象農家

経営耕地面積が2.0ha（北海道5.0ha）以上、又は当該部門の経営規模が一定規模以上で、当該部門が農産物販売金額の2割以上を占め、かつ、当該部門を農産物販売金額の1位とする農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、当該品目の販売金額が、野菜又は果樹の総販売金額に対して2割以上ある農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

年の調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」及び「野菜・果樹品目別統計」として刊行した。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、米穀の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類(小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦)の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」、「工芸農作物等の生産費」として刊行した。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、酪農経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産、子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行した。

2 林家経済調査

(1) 調査の目的

本調査は、林家の林業経営の実態及び林家経済の動向を明らかにするとともに、育林に要する費用等を把

握し、林業行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象

全国の保有山林20ha以上500ha未満の林家を調査対象とした。(沖縄を除く)

(3) 調査の方法

調査方法は、調査林家に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査を併用して行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「林家経済調査報告」として刊行した。

3 農業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

本調査は、組織経営体の経営収支並びに米、小麦及び大豆の生産費の実態を把握し、農業行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査組織の代表者等に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「農業組織経営体経営調査報告」として刊行した。

4 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な基礎資料とする。

(2) 調査対象

全国の林業事業体(会社組織)を調査対象とした。(沖縄を除く)

(3) 調査の方法

調査方法は、調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「林業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

5 農林業生産所得

国民経済的な立場から農林業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得(全国推計値)

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業経営確立助成金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業粗生産額及び生産農業所得

(市町村別推計値)

農業粗生産額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業経営確立助成金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業粗生産額及び生産林業所得

林業粗生産額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに林家経済調査その他の統計を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」、「生産林業所得統計報告書」として刊行した。

6 農村物価統計調査

(1) 調査の目的

農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の三種類とする。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査(野菜以外)及び野菜生産者価格調査に区分する。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域

区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計情報組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農村物価指数は、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、名称を農業物価指数に改正するとともに7年基準に基づく指数を12年基準に改めて公表し、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

第6節 生産統計調査

1 耕地面積調査

(1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地資源の有効利用など諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha（北海道はおおよそ10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を12月に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

2 作付面積調査

(1) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する実測調査及び関係機関からの資料収集に基づく巡回調査の方法で実施した。

(3) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は5月以降数回にわた

り「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行し、「作物統計」にも掲載する。

3 普通作物収穫量調査

(1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収穫量及び収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、農作物価格の安定、技術改善等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類

水稻については、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査、かんしょ、豆類については、予想収穫量調査及び収穫量調査、陸稲、麦類、飼料作物及び雑穀（そば）については、収穫量調査を実施した。

(3) 調査の方法

水陸稲、麦類、かんしょ、豆類及び飼料作物の収穫量調査は、主産地では標本筆、基準筆の刈取りあるいは掘取り調査等によって10a当たり収量を推定した。非主産地及び雑穀（そば）については、主として巡回調査により10a当たり収量を調査した。

水稻の作柄概況調査及び予想収穫量調査は、作況予測標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回調査を実施した。

かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行する。

4 工芸農作物調査

(1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格安定等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくも収穫量調査及びいも収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査及び茶生産量調査表式調査（一番茶期、12月1日現在）に区分される。静岡県については生葉実測調査及び茶生産量調査表式調査（一番茶期、12月1日現在）、埼玉県他3府県については茶生産量調査表式調査（一番茶期、12月1日現在）、その他の都府県は茶生産量調査表式調査（12月1日現在）を実施した。

てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、

予想収穫量及び収穫量を、なたね収穫量調査、こんにゃくいも収穫量調査及びいも収穫量調査は収穫量を調査した。

調査は、関係団体に対する面接調査及び巡回調査等により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行する。

5 園芸生産出荷統計調査

(1) 調査の目的

園芸作物の作付（予定）面積、（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査し、園芸農作物の生産・出荷計画策定、価格安定、流通対策等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査、青果物出荷統計調査及び花き生産出荷統計調査に区分している。

野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査及び青果物出荷統計調査は、予想調査と実績調査を実施した。主要野菜については、は種のおおむね2～4か月前、作付け直後又は出荷期間中及び収穫期に作付（予定）面積、（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査した。主要果樹については、収穫開始の1～2か月前又は出荷期間中及び収穫期に結果樹面積、（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査又は郵送調査により実施した。

花き生産出荷量調査では、種類別、栽培形態別に作付（収穫）面積及び出荷量を調査した。

この調査は、集出荷団体などに対する面接調査又は郵送調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細については、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行した。

6 養蚕統計調査

(1) 調査の目的

養蚕の実態を把握するとともに、繭の生産量及び被害量統計等を作成し、補助事業、蚕繭共済事業等の円滑な運営のための基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

調査は、収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

収繭量調査及び被害定期調査では、主産県の標本農家について、掃立卵量、収繭量などを面接及び実測により調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に、養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実地調査及び関係団体などに対する面接調査又は自計申告調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果（減収調査の結果を除く。）は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「養蚕統計」として刊行した。

7 農作物被害調査

(1) 調査の目的

水稻及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には、全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収納するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、減収した面積及び被害量を対象とする。

(3) 調査の種類と調査方法

水稻及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査、農作物に重大な被害が発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は、巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

(4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

8 減収調査

(1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係る損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

(2) 調査対象及び調査方法

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経営局へ提示した。

9 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要となる科学的基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農作物被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成するため、農家のほ場において、主要農作物の被害試験を行った。

(3) 結果の利用

これらの試験結果は、「技術解析試験調査結果報告書」「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

10 木材統計調査

(1) 木材生産構造調査

ア 調査の目的

木材の需給動向を明らかにするとともに、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材生産構造調査は、製材統計調査基礎調査、木材チップ工場調査及び合単板材調査に分かれ全国の該当工場を対象に、平成13年12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を、製材統計調査基礎調査については調査員の面接・聞き取りの方法、木材チップ工場調査及び合単板材調査については調査員の面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計情報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(2) 木材製品生産動態調査

ア 調査の目的

木材需給の短期的動向、価格水準及びその変動、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材製品生産動態調査は、製材統計調査標本工場調査、合単板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量・在荷量、製品の生産量・出荷量・在荷量等及び木材価格について、郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計情報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(3) 木材流通構造調査

ア 調査の目的

流通段階別の木材の入荷、製品の販売状況を明らかにし、木材流通施策推進の諸施策の基礎資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材流通構造調査は、工場（製材工場、合板工場、プレカット工場、集成材工場）及び木材流通業者を対象に平成13年12月31日現在で、工場については素材（材料）の入荷先別入荷量、製品の出荷先別出荷量、従業者数等について、調査員の面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については調査票を配布して行う自計申告調査の方法により、木材流通業者については素材の入荷先別入荷量、製品の出荷先別出荷量、従業者数等について出張所職員の面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計情報」として公表するとともに、詳細を「木材流通構造調査報告書」として刊行する。

11 畜産統計調査

(1) 畜産基本調査

ア 調査の目的

畜産基本調査は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、

標本飼養者を抽出して、乳用牛及び肉用牛については調査員による面接調査（一部郵送調査）、豚及び採卵鶏については郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果のうち、飼養戸数、頭羽数など基本項目については「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

(2) 畜産予察調査

ア 調査の目的

生乳、肉用牛、鶏卵・ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

乳用牛及び肉用牛予察調査は、標本飼養者を対象に調査員による面接調査（一部郵送調査）の方法により行った。

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査又は職員による面接調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「畜産統計」として刊行した。

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国すべての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に、職員による面接調査により実施した。

月別調査は、全国すべての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に統計調査員による面接調査により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

イ 水産加工統計調査

(ア) 調査の目的

水産物の加工場における製品の生産量等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体及び原料が自家生産物であっても製造するための工場を有し、専従の従業者を使用して加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工種類別経営体数を加工経営体又は関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

第7節 流通消費統計調査

1 食品流通動態調査

(1) 食品小売業実態調査

ア 調査の目的

生鮮食品を主体として販売する小規模食品小売業における事業活動に関する経営意向や消費者ニーズへの取組意向等を把握し、食品小売業の効率化と活性化に向けた食品流通施策の企画・検討等に必要な基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の食肉小売業、鮮魚小売業及び野菜・果実小売業を営む事業所のうち、従業者5人未満の単独店を対象に、調査票を出張所職員が配付し、郵送回収による自計申告調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「食品小売業実態調査報告」として刊行した。

(2) 加工食品生産統計調査

ア 牛乳乳製品統計調査

(ア) 調査の目的

2 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な基礎資料とする。

平成12年度及び13年度は、食品の安全性・品質確保対策の充実・強化が喫緊の課題となっていることから、食品産業界における安全性確保対策等の調査を行い、実態を把握した。

(2) 調査対象と調査方法

平成12年度は全国の食品製造業を営む従業者5人以上の企業及び外食産業のうちセントラルキッチンを使用する企業を、平成13年度は食品卸売業及び食品小売業を営む従業者5人以上の企業を対象に、調査票を郵送で配布・回収する自計申告調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を平成12年度については「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「平成12年食品産業動向調査報告」として刊行し、また、平成13年度については「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「平成13年度食品産業動向調査報告」として刊行する。

3 食品流通機構調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧、青果物卸売市場調査補助員が作成したフレキシブルディスクの収集により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」、年間の結果について概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「青果物卸売市場調査報告」、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、需給調整、流通改善対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、子牛市場価格調査、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、子牛市場価格調査は主要な家畜市場を対象に取引頭数、価額、価格等を、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による聞き取り及び食肉流通統計調査補助員が作成したフレキシブルディスクの収集等により調査した。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り等により調査した。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取

り等により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表した。詳細は「畜産物流通統計」として刊行する。

(3) 水産物流通調査

ア 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

消費地水産物流通調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、品目別の卸売数量及び価額について調査客体の自計申告又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクを利用する方法により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の主要な産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に品目別の月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査、年間市場価格調査及び水産物流通形態別調査に分かれる。

水揚量・価格調査及び年間市場価格調査は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び価額について調査客体の申告又は面接聞き取りの方法等により調査した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地出荷

業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向先別出荷量、活魚出荷量等について調査客体の申告又は面接聞き取り等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 価格形成調査

(1) 食品流通段階別価格形成追跡調査

ア 調査の目的

食品の生産又は輸入から消費に至るまでの各流通段階における価格形成の実態を把握し、食品の流通改善、価格安定対策の推進等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

東京都区部及び大阪市の小売店舗・食材卸問屋において販売された主要青果物・水産物について、その流通経路をそ及して流通段階別価格を把握することとし、該当する流通当事者を対象として面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成追跡調査報告」として刊行した。

(2) 花き流通コスト構造分析基礎調査

ア 調査の目的

花きの消費地における小売に係るコストの実態、産地における出荷及び流通に係るコストの実態を把握し、花きの共同集出荷体制の整備、流通改善対策等の推進の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

花き流通コスト構造分析基礎調査は、小売業者調査と集出荷団体等調査に区分される。

小売業者調査は、東京都区部の小売業者を対象に、販売費及び管理費、資産の現在価等について、統計調査員が調査票の配付・回収を行い、調査客体の記帳により調査票を作成(自計申告)する方法により調査した。

集出荷団体等調査は、主要産地の集出荷団体等を対象に、集出荷及び販売に要した経費等について、出張所職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体の記帳により調査票を作成(自計申告)する方法により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「花き流通コスト構造分析基礎調査報告」として刊行する。

5 花き流通統計調査

花き卸売市場調査

(1) 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧及び花き卸売市場調査補助員が作成した内容を収録したフレキシブルディスクの収集により調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

6 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

世帯における可食食料の廃棄の実態を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や食料自給率の目標の策定、「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の世帯を対象とし、調査客体が実測、記帳により調査票を作成する方法により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に関する施策を推進する上での基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査票を出張所職員が配付し、郵送回収による自計申告調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」として刊行する。

第8節 国際統計

1 国際協力

世界の食料需給及び貿易の安定化を推進する上で重要な開発途上国における農林水産統計整備のための、二国間・多国間の国際協力を行っている。

2 統計編さん

(1) 国際農林水産統計

海外諸国の農林水産業の動向について、FAO等国際機関の統計資料を中心に、主要な海外諸国の経済概況、農林水産物の生産・貿易等に関する統計を収集・編集し提供を行っている。

(2) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES IN JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し提供を行っている。

3 農林水産物貿易統計

財務省が公表している「貿易統計」から農林水産物を抽出し、これをもとに我が国の農林水産物の輸出入の状況を取りまとめている。